

4.5 参院選前 緊急院内集会

公共事業の暴走ストップ!

人権破壊・自治権剥奪を許さない!!



2016年4月5日(火) 15:30~18:30

衆議院第1議員会館 大会議室

①開会挨拶・趣旨説明

②現地からの報告

石木ダム 3 / 江戸川スーパー堤防 5 / 横浜環状南・東京外環道 7, 9 /
辺野古¹ 11 / 諫早開門 13 / リニア新幹線 15

③上記報告へのコメント(公共事業問題全体の視点からの問題整理と処方箋)

金子 勝 氏 (慶応大学教授)

(質疑応答時間を設けています)

④各政党・国会議員からの発言

⑤集会宣言採択 33

⑥閉会挨拶・この後の活動提起

《主催団体・連絡先》 公共事業改革市民会議 (事務局長 遠藤保男 045-877-4970)

<http://stop-kyoujinka.jp/>

《後援団体・連絡先》 公共事業チェック議員の会

(事務局長 初鹿明博衆議院議員 担当秘書 石井茂 03-3508-7712)

◆ 石木ダム

- ◇ 長崎県と佐世保市が川棚町石木に**50年以上前から計画するダム**。水没予定地に13世帯60人(住民と記す)が生活、「この地に住み続けたい」と世代を重ねて闘っている。
- ◇ ダムの目的としている**佐世保市への水道水源供給**、川棚川**下流域の治水対策は既に達成**されており、石木ダムは不要。
- ◇ **住民を強制排除するために土地収用法を適用**、住民の所有地・住居と共有地すべてを収用予定。昨年10月には一部収用されたが、**住民は屈せず**に農耕を続けている。
- ◇ 住民と支援者は、「不当な事業認定の検証を拒絶している収用委員会は、県が求める収用裁決だけを目的にしている」と看破。「不要なダムに生活の場を明け渡すことはできない」と**収用委員会開催を阻止し**続けている。
- ◇ ダム事業を前提とした付替道路等の**工事もすべて10ヶ月に及ぶ連日の行動で阻止**。工事手つかずの状況を死守。
- ◇ 住民と支援者は、**行政不服審査請求、事業認定取消訴訟、工事差止仮処分申立**という法的対抗措置も執っている。

◆ リニア新幹線

- ◇ JR東海が9.1兆円の建設費を「自己負担」して進めるというリニア中央新幹線。「絶対ペイしない」と経営者が言っており、**結局ツケは税金で払われる**。**南アルプス**という自然に対する**最大の破壊行為**。将来の世代に残すべき**自然遺産は失われる**。新幹線の5倍という電力を消費し、トンネル残土の捨て場はなく、強い磁界をばらまく。技術的な安全性にも疑問あり。一昨年、沿線住民を中心に5千人が国交大臣の着工認可の取り消しを求める異議申し立てを行った。**リニアは必要無いという国民は6割以上**に達している。着工認可取消しを求める訴訟を準備中。

◆ 江戸川区スーパー堤防

- ◇ 江戸川区は治水対策と称し、**区画整理事業との共同事業としてスーパー堤防を強行**。区画整理区域をスーパー堤防にして、その上に住民を移転させるもの。
- ◇ そもそもスーパー堤防は整備に**巨額の費用**と住民排除が必要になり、且つ、対象河川区域での**完成には膨大な期間が必要**。
- ◇ 区は居住地がスーパー堤防裏法面になることに同意を与えていない**住民を区画整理での仮換地を使って事実上強制排除**。
- ◇ **違法なやり方**(土地所有者の同意無しで盛土工事をする)を続ける**国を相手に訴訟中**。
- ◇ 江戸川区の区画整理事業に名を借りたスーパー堤防築造政策を中止させるべく地域運動を続けている。

◆ 諫早湾開門問題

- ◇ 国は、**諫早湾の開門を命じた確定判決を2年以上も守らず**、制裁金を払い続けている。
- ◇ 開門差止め訴訟で、国は、確定判決が認めた漁業被害との因果関係を頑なに認めず、原告と馴れ合い。これを審理している長崎地裁は、農業と漁業の共存という本質的な解決に向き合おうとせず、**開門しないことを前提とした和解案**を提示。**司法自らが、確定判決の無力化を後押しし、行政の暴走に手を貸している**。

◆ 横浜環状南(圏央道)

- ◇ 高速道路になることを隠して始めた**ウソ事業**。
- ◇ **住宅密集地に6車線という無謀な計画**。
- ◇ 生活権が騒音、大気汚染で脅かされる。
- ◇ **事業評価監視委員会の付帯意見を全く無視**。
- ◇ 専門家の意見も無視して道路ありきの状態。
- ◇ **土地収用法を不適法に悪用し財産権を無視**。
- ◇ 反対運動で供用を24年延長している。

◆ 東京外環は安全軽視の不要な道路

- ◇ 外環本線、地上部計画とも**人口減で必要性なし**
- ◇ 地中拡幅部は**世界最大級の難工事**
- ◇ 成熟都市の**家屋密集地で地盤沈下の恐れ**
- ◇ シールド工事では**事件事例多数**

◆ 辺野古新基地建設

- ◇ **沖縄県民の意志を無視**して、辺野古・大浦湾では米軍の新基地建設工事が強行。陸では機動隊が海では海上保安官が**暴力で市民を排除**。県知事は公有水面埋立承認を取消。国は**行政不服審査法を悪用**して工事を継続。代執行訴訟で**沖縄県の自治権を蹂躪**。現在代執行訴訟は「訴訟を取り下げ、工事を中止して協議する」との裁判所の**和解案に双方が同意**。
- ◇ 政府は「**辺野古が唯一の選択肢**」との方針を変えていない。現地ではテントでの座り込みを続け、工事の監視と阻止等の抗議行動を行って、新基地建設阻止に向けて全国的連帯の構築が進んでいる。

事業名	石木ダム建設事業		
事業地	長崎県川棚町石木	起業者	長崎県・佐世保市
団体名	石木ダム建設絶対反対同盟	4/5 報告者名	岩下和雄

◆ 石木ダム建設事業の概要と経過

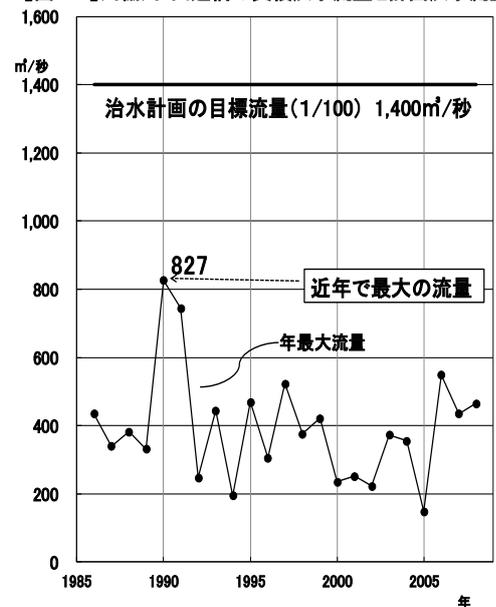
- 概要：長崎県・佐世保市が「川棚町下流域 1/100 対応治水対策・佐世保市水道の水源 4 万 m³/日確保・流水の正常な機能維持」と称して、川棚町を流れる川棚川支流石木川の海から 4km 地点に立地する有効貯水容量 518 万 m³ の多目的ダム これらの目的はすべて破綻している。
- 経過：始まりは 1962 年から。当初は水没予定 50 数世帯が反対していたが、13 世帯が 54 年経過する現在まで「この地に住み続けたい。必要性のないダムに生活の場を渡すことは拒否する。」と同意を与えていない。
 - ・ 2009 年 11 月 9 日 企業者（長崎県・佐世保市）、「地権者との話し合い促進のため」と称して土地収用法に基づく事業認定申請を九州地方整備局に提出
 - ・ 2013 年 9 月 6 日 九州地方整備局、事業認定告示
 - ・ 2014 年 長崎県・佐世保市への石木ダム事業に関する公開質問書提出・回答・説明会開催を何回か繰り返す。県・市ともに「石木ダムの必要性」を説明できず、「必要性については答えない」を繰り返すのみ。
 - ・ 2015 年 8 月 24 日 長崎県、第 1 次収用裁決対象地を収用
 - ・ 2015 年 5 月から現在まで 長崎県の付替え道路工事に対して説明要請行動を貫徹。工事を実質的に阻止している。
 - ・ 2015 年 10 月～ 第 2 次収用裁決申請分の収用委員会開催に対して、「問題だらけの事業認定を前提とした収用委員会は収用にお墨付けを出すだけ。参加拒否！」と中止要請活動を展開。第 2 次収用裁決審理はストップしている。

◆ その事業が実は不要な事業であることの説明

公開質問書に対する長崎県回答と説明会で明らかにされたことなど。

- 治水面：すでに川棚川は戦後最大実績洪水流量に対応できる河道整備がほぼ完了している。過去の実績洪水に石木ダムなしで対応できる。
 - ・ 石木川合流点下流の川棚川は 1/100 洪水を対象としているが、その上流域の治水安全度は 1/30。1/100 の洪水が発生したとしても石木川合流点に到達する前に溢れてしまい、石木ダムでの洪水調整は必要なくなる。
 - ・ 長崎県が想定している 1/100 の洪水流量は図-1 に示されるように近年最大流量より 500m³/秒も多い過大な値である。（統計学的にも過大）
 - ・ 上記洪水が襲来したとしても、現在の川棚川下流部は安全に流下する。
- 利水面：佐世保市が掲げている 2012 年度水需要予測は図-2 に示されるように、人口減少社会にも関わらず、異常な上昇となっている。このようなことは決してあり得ず、ダム前提の数字合せでしかない。
 - ・ 減少傾向が続き、2015 年度の実績は予測値より 2 万 m³/日も低く、工期変更案による完成予定年度である 2022 年度には実績が 3 万 m³/日以上も下回ってしまうと予想される。
 - ・ 佐世保市は上昇理由として、「佐世保市民が渇水により節水をしていて、受任限界を超えている」をあげているが、それを裏付ける調査は一切されていない。ダムありきの期待値でしかない。
 - ・ 工場用水は、「佐世保重工で 1 日に修繕船が同時に 2 隻ドックイン」した時の使用量を前提としている。ほとんどあり得ない使用水量をもって一日使用水量を積算するという間違った計算を行っている。
 - ・ 保有水源水量についても、まったく恣意的に不安定水源扱いにして、1 万 m³/日近く過小評価している。

【図-1】川棚川・山道橋の実績洪水流量と計画洪水流量



◆ **その事業によって被る不利益・既に被っている不利益**

(自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は次項に)、

- ・水没予定地地域社会分断 石木ダム事業当初、水没予定地住民はこぞって反対していたが、起業者による卑劣な工作により分断され、50 数軒が移転した。
- ・事業に関連するすべての工事等を中止に追い込むことで、自然環境破壊を食止めてきた。
- ・ダム事業が進むようなことがあれば、自然の宝庫である「ホテルの里・こうばる」は壊滅することになる。
- ・利水の受益予定者である佐世保市民は、石木ダム事業及び関連事業に関わる佐世保市負担分として 300 億円（市民 1 世帯 28 万円）を背負わされる。維持管理費用を含めると 593 億円（市民 1 世帯 56 万）にもなる。

◆ **事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）**

- 水没予定地集落総代との覚書不履行：長崎県知事は石木ダム事業工事に取りかかるときには「文書による同意」を条件としていた。長崎県には土地収用法を適用する資格がない。
- 土地収用法を適用：土地収用法適用と運用の問題
- ・土地収用法が対象としている補償は財産権のみ。人間として生きていく上で必要な権利に触れていない。「ここに住み続けたい」とする 13 世帯の皆さんへの土地収用法適用は、将来の生きる権利を否定する人権破壊である。
- ・収用委員会は土地収用法の適用（事業認定処分）が妥当であるか否かの検証を拒否している。事業認定処分は「事業ありき」の行政処分であるから、土地収用法適用は「有無を言わず収用」＝強制収用と同義語になっている。

◆ **それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）**

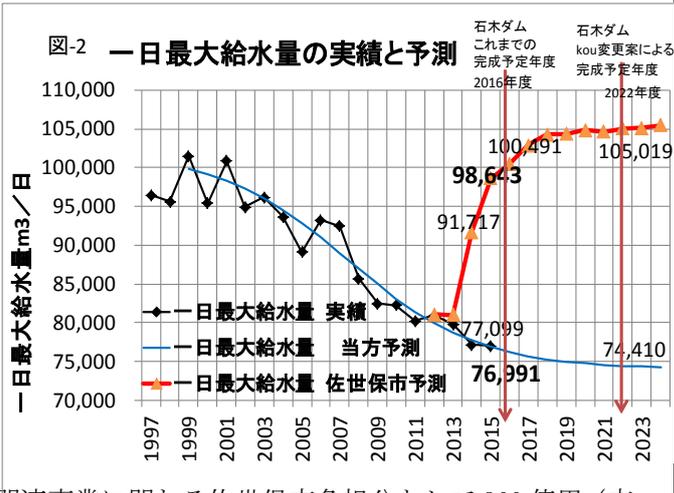
- ・起業者に「石木ダムを前提としないゼロからの話し合い」を求めてきたが、ことごとく起業者は拒否。
- ・事業の既成事実化を図るすべての工事、第 2 次収用委員会開催等は中止要請行動で止めてきた。
- ・共有地運動を構える中で事業認定不服審査を請求・事業認定取消訴訟提訴、工事差止仮処分申立を行っている。
- ・支援団体・弁護団と共に、ホテル祭り・署名活動・街宣活動・起業者への申入れ・著作物出版・国会議員等への協力要請などを実施。

◆ **政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）**

- ・是非 1 度、現地こうばるの素晴らしさを見に来ていただきたい。
- ・石木ダム事業は国の補助事業である。国民の税金を使っている事業であるから、補助事業としてふさわしいか否かを常時厳しく監視して欲しい。
- ・「ここに住み続けたい」だけの 13 世帯への土地収用法適用は、人権破壊＝憲法違反であることを主張されたい。
- ・以上を目的とした超党派の国会議員連盟を立ち上げて欲しい。

▼ **一般市民へのお願い**

- ・是非 1 度、現地こうばるの素晴らしさを見に来ていただきたい。
- ・支援者である「石木川まもり隊」ブログ <http://blog.goo.ne.jp/hotaru392011> と水源連のホームページ <http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/> を参照され、情報を共有していただきたい。
- ・上記ブログ、ホームページで情報を共有の上、起業者（長崎県と佐世保市）と川棚町へ「石木ダム中止」の意見を出していただきたい。あわせて、工事差止仮処分申立人になっていただきたい。



問い合わせ先：

氏名	岩下和雄	電話	0956-82-3453	メールアドレス	k-iwashita@road.ocn.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	---------------------------

公共事業実態報告要旨

事業名	スーパー堤防整備事業（江戸川区を中心とした）		
事業地	江戸川区内の河川	企業者	国土交通省・江戸川区
団体名	江戸川区スーパー堤防問題を考える協議会 江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会		

▼その事業の概要と経過 凡例● 国・江戸川区の動き ◆堤防崩落 ◇提訴 【○○地区】区内の事業地区

● 日米貿易摩擦からはじまったスーパー堤防事業（1980年代）首都圏5水系6河川873km（利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川を位置づける。当時の住宅不足解消と公共事業残土処理解決うたう。

【平井の1】 1994年～2004年 「市街地における実験」荒川右岸・江戸川区平井7丁目

☆荒川右岸『平井7丁目東部地区』人口密集市街地約1.2ha（73権利者、総工費82億円・区負担3.8億円・4.6%）を約10年かけて区画整理事業と同時施行のスーパー堤防化を実験的に施行完成。結果は、従前居住者（地権者）40%、戻らず。現状は、未完成のまま崖の状態。

◆ 2004年10月25日 荒川スーパー堤防（北赤羽防災ステーション）において法崩れ発生。

【北小岩の1】 2006年～江戸川区北小岩の住民は、スーパー堤防計画『一旦を断念』させた。

● 2006年12月20日＝江戸川区は、「江戸川区スーパー堤防整備方針」策定。江戸川区内河川沿岸すべてをスーパー堤防化することを方針とした。 *裏面表1参照

【18班地区ー1】 2006年～現在。江戸川区北小岩1丁目18班地区でスーパー堤防・区画整理に着手☆江戸川区は、北小岩1丁目東部地域（江戸川町会18班）を「スーパー堤防建設区域」と定め事業に着手。市川橋から千葉街道と、旧千葉街道とJR総武線、江戸川の堤防に囲まれた約1.2ha、約200人の人々・88地権者が暮らす。区は、ここに予算と職員を集中して事業の具体化をすすめた。☆現状は、本年4月江戸川区への引き渡し直前、表2の通り住民を追い出し買い過ぎた宅地（施行面積の約20%）を広報して売却の方針。 *裏面写真3及び*表2参照

【篠崎公園の1】 2008年1月10日篠崎スーパー堤防に関係する4件の「都市計画変更」承認。

① 幹線街路補助288号線。② 公園第6・9・1号篠崎公園 ③ 緑地第13号江戸川緑地 ④ 特別緑地保全地区第7号浅間神社特別緑地保全地区の指定（以上4件）

*篠崎公園地域のスーパー堤防事業は、上記の幾つもの事業を絡めて複雑に進んでいる。

この地域の事業も、他地区の事業と同様、はじめは、『公共用地取得基金』を湯水のように流し込んで「先行買収」をはじめ、次には、集落をなくすことから始めた。次には、13号江戸川緑地事業を事業決定することで、公然と買収を進め、該当地域の集落を地上から消した。続けて、288号線道路買収を促進させるために、区は、不動産業者まがいの宅地造成を行い、『代替地』まで用意して進めている。したがって、篠崎公園地域からは、いくつもの集落が消えた。更に、江戸川区は、450基を超える数の墓地を、それもすでに大正・昭和の2度にわたる堤防大改修の凡そ100年間に2度も移転を経験し協力してきた墓地群を僅か100メートル足らずのところに移転を進めようとしている。

【篠崎公園の2】 2008年年3月『都市計画道路288号道路変更並びに286号・13号江戸川緑地・特別緑地保全等』6件の都市計画決定⇒これらの計画（案）に、地域では4000通こえる意見書を提出したが、すべて不採択。

【篠崎公園の3】 2008年8月『13号江戸川緑地事業（浅間幼稚園・妙勝寺を除き）「事業決定」』された。この事業決定により、周辺の買収が進み集落がすべて消える。

● 2009年9月＝政権交代

● 2010年10月28日内閣府行政刷新会議の事業仕分けで「廃止」の判定。

● 2011年3月11日＝東北地方太平洋沖地震発生⇒◆各地でスーパー堤防崩落あり。

【18班地区ー2】 2011年5月17日「北小岩1丁目東部土地区画整理事業」事業計画の決定。

◇2011年11月11日＝北小岩住民ら11名が、江戸川区スーパー堤防取消訴訟「提訴」

●2011年12月『高規格堤防見直し検討会』スーパー堤防整備区間の873kmを120kmに見直し決定。

【18班地区の3】 2013年5月30日『国交省と江戸川区は、「高規格堤防と土地区画整理事業の一体的整備に関する基本協定」』を締結した。

【18班地区の4】 2014年7月3日 動き出した『直接施行』（土地区画整理法第77条7項）…江戸川区長による住宅解体・住民排除を実行『強権発動』

【平井4丁目地区の1】 荒川右岸平井4丁目東電跡地で、大手開発業者の言いなりに国がスーパー堤防断念

◇2014年11月12日（水）江戸川区スーパー堤防事業差止等請求訴訟（第3次）を提起。

【18班地区の5】 2015年11月 江戸川区は、直接施行（強権発動）してまで住民を立ち退きさせて買収しすぎて余った土地（区有地2090㎡＝施行面積の20%強）を第3者に売却する方針を決めた。

【篠崎公園の4】 2015年1月「上篠崎1丁目北部土地区画整理事業計画（案）」縦覧開始事業決定。

【篠崎公園の5】 2016年3月「上篠崎1丁目北部土地区画整理」事業決定。

スーパー堤防（高規格堤防）事業とは？ 普通の堤防とは違い、川岸から堤防の高さの30倍（200m～300m）も盛り土をし、その広い堤防の上に自治体等が「まちづくり」を行うというものです。期間はなんと200年、費用はなんと2兆7千億円（下表、江戸川区内だけで）

▼その事業が実は不要な事業であることの説明 ▼社会的に生じている損失
【その1】江戸川区の途方もないこんな計画（課題が多いことは区自身も認めています。）

表2-3 スーパー堤防の計画概要

（「江戸川区における 気候変動に適応した治水対策について」の資料から）

スーパー堤防		規模		整備事業費		
		延長 (km)	面積 (ha)	堤防事業 (億円)	まちづくり (億円)	事業費計 (億円)
高規格堤防	荒川右岸	4.8	144	4248	2203	6451
	中川左岸(荒川左岸)	8.5	195	5767	2991	8758
	江戸川右岸	6.5	130	3835	1989	5824
	小計	19.8	469	13850	7183	21033
補助スーパー堤防	旧江戸川右岸	9.5	48	1401	727	2128
	新中川右岸	7.5	37	1107	574	1681
	新中川左岸	7.5	37	1107	574	1681
	小計	24.5	122	3615	1875	5490
合計		44.3	591	17465	9058	26523
海岸堤	海岸部	葛西沖開発土地区画整理事業、葛西臨海公園整備等によって高規格堤防並の機能を有する高台化・堤防整備が既に済んでいる。				

◎ 左の表をご覧ください。

*補助スーパー堤防とは、堤防の幅50m、都が管理している河川で実施されている。

- ①事業費に関する課題＝総事業費として約2兆7千億円が必要であり、特に「まちづくり事業費」として約9千億円が必要となることから、区として膨大な財政負担となる。
- ②時間に関する課題＝整備にあたっては、調整に要する時間・区のまちづくりなどを勘案して、200年位以上を要する。
- ③住民合意の課題＝計画範囲には、およそ4万世帯9万人の住民が居住されていると想定されるが、住民の合意を得なければ進まない事業であることから、合意形成には時間を要する。

【不要理由その1】莫大な事業費を要する事業である。

*江戸川区内の江戸川右岸・荒川左岸・荒川右岸だけでも、19.8kmで2兆1千億円を要する。

【不要理由その2】完成の見込みが立たない事業である。つながりのある堤防として完成を見込めない事業である。繋がらない堤防は、洪水・高潮などで既存堤防の破堤・越流の危険を増幅する。

*繋がらない理由、①平井4丁目地区等で築堤放棄。②沿川地域のまちづくりと一体前提。等々

【不要理由その3】密集市街地におけるスーパー堤防築堤事業は、関係自治体との一体事業となることにより、住民排除・町と自然の破壊につながる事業となる。江戸川区内だけでも、平井7丁目、北小岩18班地区、篠崎公園地区などすべての地域で明らかとなっている。

【不要理由その4】土堤上に家を建て、街を造り、生活をする。堤防地盤の沈下や安全性・耐震性は、保証されていない。街を壊し、立ち退いて、あらためて傾斜のある街をつくる愚かさは選択できない。

【不要理由その5】不要理由はほかに多々あるが、必要理由は『見当たらない』

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）＝阻止できていないことから不十分だが、今後も、続ける。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）＝大きな期待を持つ。

《問い合わせ先》氏名 堀達雄 ☎ 03-3679-0751 meilNo= hori@m8,dion.ne.jp

公共事業実態報告用紙

事業名	横浜環状南線		
事業地	横浜市栄区、戸塚区	起業者	国土交通省・NEXCO東日本(株)
団体名	横浜環状道路(圏央道)連絡対策協議会		

▼その事業の概要と経過

- ・事業化 昭和 63 年、都市計画決定 平成 7 年。
- ・横浜市の中心から半径 10～15 km 圏の環状高速道路（全長 40 km）の南西部分をなすもので、全長 8.9km、6 車線の高速道路計画。事業費 4300 億円→4720 億円に変更（平成 27 年）。
- ・同時に圏央道（全長 300 km）の西側の最南端部分（栄 IC・JCT～釜利谷 JC 間）にもなっている。
- ・道路予定地について開発業者と結託して虚偽告知し住民を騙した前代未聞の事業。
- ・住宅密集地に 6 車線の高速道路を通すという無謀な計画。
- ・「住民の理解を得ることが不可欠」との事業評価監視委員会の付帯意見を全く無視。
- ・専門家の意見を完全に無視して道路ありきの状態である。
- ・我々の運動で供用を平成 9 年→平成 33 年に引き延ばした。
- ・平成 27 年 10 月 事業認定告示→強制収用に。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

- ・横環南で横浜都心から東名まで 34 分、建設中の北西線で 20 分であり不要。
- ・完成しても一般物流業者は使用せず無用の長物。
→事業者は山梨の新鮮な野菜が得られる。学生の遠足に便利と説明。
- ・緊急輸送路としての機能はトンネル部分が 7 割であり災害時には不能。
- ・人口減少問題は横浜市南部、神奈川県南部にすでに顕在化しつつある。平成 17 年の交通センサスを基準にした B/C は不当。
- ・並行して走る地方幹線の環状 4 号線の渋滞緩和は拡幅で解決する。
→生活道路優先。
- ・圏央道の機能は既に完成しており、横環南は盲腸線で無駄の事業である。
- ・また横浜環状の西線計画はなく南線は不要であり生活道路の 4 号線を整備すべきある。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

- ・横浜市有数の自然環境の破壊。
- ・トラスト地権者の憲法第 10 条に保障する財産権を無視して土地取得率を過大発表して住民を騙している。
- ・盛り土埋め土の湘南桂台地区でのトンネル工事は憲法第 25 条の生活権を脅かす。
- ・トンネルとインフラとの近接交差問題を住民に対して説明なし。
→大地震発生時に軟弱地盤との関係で極めて危険と専門家が指摘するが無視。
- ・湘南桂台地区に関し宅地造成法第 16 条違反。
→造成地は常時安全な状態に維持しなければならない。
- ・土地収用法第 18 条違反。法令制限があるにお拘わらず意見書の添付なし。
→横浜市が宅地造成工事規制区域と指定している。
- ・土地収用法第 18 条違反。事業説明会の記載なし。
- ・土地収用法適用基準に違反。
→局長通達で 80%の取得率が必要にも拘らず 68.8%で適用。かつその後取得率の公表基準を改悪。
- ・土地収用法第 20 条違反。 事業認可に必要な要件を満たしていない。

→土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること。
→公益上必要であること。横環南で横浜都心から東名まで 34 分、北西線で 20 分。

▼社会的に生じている損失

- ・沿線地域住民の間に軋轢、不和が生じ将来に禍根が残る。
- ・自然破壊と大地震への被害不安が残り続ける。
- ・終の棲家を求めた宅密集地に大気汚染による健康被害と地盤沈下の不安をまき散らす。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

- ・住民を騙したウソ問題は横浜地裁の裁量権で棄却。司法の怠慢。
→市長の「ウソをついてもよい」との公文書を証拠採用せず。
→最高裁上告→裁判官訴追。
- ・「住民との合意が不可欠」との事業評価監視委員会の付帯意見に基づき 6 回質問集会を開催したが数十項目について回答なし。
→付帯意見は事業継続の条件であり「理解が得られない」は「着工してはならない」の意味。
→回答とすると法違反が明確となり不利となるため。
- ・ボーリング調査差し止め訴訟。
→横浜地裁 棄却→東京高裁 棄却→裁判官訴追。
- ・不当アンケート（栄区による「やらせアンケート」）提訴。
→横浜地裁 棄却
- ・事業評価監視委員会提訴。
→東京地裁、高裁 棄却→最高裁 却下。
- ・ウソ問題（ウソの看板で住宅地販売）で大林不動産を提訴。
→一部勝訴（ウソ認めるも時効）。
- ・公害調停
→環境アセス手法 6 年にわたり 24 回開催、 調停中。
→住民代表を入れた協議会要請 不調で終了
- ・行政不服審査請求等 数件
- ・現在、質問・回答会議を定期的（5～6 回）に開催中
→現地工事ありきの姿勢で全く無視の状態続行中！特に安倍政権になって強硬姿勢！

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

- ・事業認可取消し凍結を求めて国交大臣に平成 27 年 12 月要請書提出中。
- ・全市議会議員および横浜選出の国会議員にライフラインとの交差の危険性を訴えた。
- ・公共事業チェック議員の会に現地調査要請中。

▼一般市民への要請事項

- ・連協のホームページを通して理解を得ること。
<http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
→現在、事業者と行政が最新情報を待ち望んでいる状態。
- ・連協道路ニュースで沿線住民への広報活動の徹底。

問い合わせ先：

氏名	長谷川誠二	電話	090-4825-7174	メールアドレス	renkyoueditor@mail.goo.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	------------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	東京外環道		
事業地	東京都練馬区～世田谷区	起業者	国交省・NEXCO東日本及び中日本
団体名	外環ネット	4/5 報告者名	大塚康高

▼その事業の概要と経過

外環道は、都心から15km圏を結ぶ高速道路。練馬区大泉～埼玉県三郷市間が開通している。東京部分、練馬区大泉（関越道）～世田谷区宇奈根（東名）を結ぶ約16kmを3車線トンネル2本（内・外廻り）でつなぐ計画が東京外環道である。

1966年に計画決定された当時は、地上に高架式で高速道、地上（橋脚部）に幹線道路という構造であった。10万筆を超える署名、沿線住民の立退き、環境破壊に反対する激しい運動により、1970年、建設相が凍結宣言。1999年、石原都知事（当時）が地下化を掲げて推進。2007年、トンネル式に計画変更。2014年3月、大深度法（地下40m以深の公共事業に対し、無償で使用権を認める特別措置法）が適用され、事業化された。現在はシールドマシン発進のための準備工事が進められている段階である。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

交通センサスによれば、1999年、2005年、2010年と、埼玉県を除く1都3県で交通量は減少を続けている。特に、外環道により交通量が減少すると見込まれる環状8号線では、田園調布など2地点で30%以上、杉並区今川、世田谷区上用賀など5地点で10%以上減少など、環8沿線の測定点のうち8地点で減少している。外環当初計画時に期待された整備効果の多くが既にクリアされている。

加えて、人口減少、少子高齢化が進行している状況であり、交通量は更に減少していくことは明らか。従って、1兆3千億円を超える超高額な外環道の建設費は、喫緊の政策課題に振り向けるべきである。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など）

外環はトンネルだから安心というが、首都圏でも地下水豊富な地域である。地下水分断により地盤沈下のおそれがある。それに備えてか、国は家屋調査に踏み切った。「シールド工事は安全」と国は言い続けているが、実際はこれまでも地盤沈下、道路陥没、出水などの事故が各地で発生している。住民の安全は担保されていない。工事による騒音・振動被害は既に発生している。

大泉、三鷹・調布、世田谷には巨大なジャンクションが、三鷹、練馬区関町にはインターチェンジができる。大量立退きに加え、住宅街が分断されるだけでなく、これら巨大施設は騒音や排気ガスが発生。更に換気塔からの排気ガスも撒き散らされる。最大着地濃度が予測される地点には、小学校や子供の医療センターなどが見込まれている。PM2.5対策が全くとられていないという問題も大きい。

東京都は、外環道地下化の理由を「地上部への影響を極力小さくする」ためとしたにもかかわらず、大泉～東八道路間約9kmに地上部幹線道路計画（外環の2）が残っているから活用すると言い出している。

既に大泉1kmを事業化、更にその南3kmの計画を事業化しようとしている。これによって多くの立退き件数が発生するだけでなく、残された周辺住民は騒音・振動・排ガスに悩まされることになる。地下トンネルに加え、地上部道路を事業化するのは明らかに過剰投資であることも指摘しておく。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

大深度法は、地下40m以深であれば使用されることはほとんどなく、また、地上に迷惑を及ぼさないため、公共事業に関しては無償で使用できるとしている。しかし、現実には、大深度法適用区域にも都市計画法65条（建築制限/重量・地下使用制限）、67条（国の先買権）がかかっている。このため、地権者が自由にその土地を利用できない状況である。憲法29条（財産権の保障）3項に違反している。

大深度地下（40m以深）より浅い部分の地権者は、事業者から区分地上権の設定を求められる。多くの地権者は、区分地上権の補償が不十分であること、地盤沈下、地下からの振動、騒音などに大きな不安を持っている。希望者の土地を買い取る施策が必要である。

低周波騒音被害により著しく健康を損なったケースがある。環境影響評価項目に加えるべきである。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

各地での国との話し合い、説明会やオープンハウスでの質疑を繰り返してきたが、いずれの機会でも満足の行く回答を国から得ることはできないままである。

2007年の地下化への都市計画変更に際しては、都の都市計画審議会、国交大臣の国幹会議に対し要望書を提出すると共に抗議行動を行った。

2014年3月の大深度法適用の認可に対しては全国各地から1000通を超える異議申立書を、都市計画事業の承認・認可に対しては120通余りの異議申立書を提出。申立に伴う口頭意見陳述を都市計画事業について展開中である。

道路予定地測量拒否運動を展開していた練馬区関町では、2014年9月に青梅街道インターチェンジ取消を求めて提訴。東京地裁で審理が進んでいる。

区分地上権者について、集団での交渉の道を拓き、現在買い取り要求などを支援中。

また、工事受注者NEXCO東日本・中日本による家屋調査に対する改善要求などを支援中。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

外環道のトンネル工事は、シールドマシン組立・発進用立坑ができただけで、まだ掘り始めていない。今なら工事を中止すること可能。

無駄で、人々の権利を侵害する外環事業への予算を止め、有意義で喫緊の課題へ予算を振り向けてほしい。

都市計画法65条、67条が、大深度法適用区域にかかることがないように、法改正が必要である。

▼一般市民へのお願い

外環事業より優先されるべき、東日本大震災の復興、打ち切られる原発事故避難者への支援金、進まない子供たちへの対策。予算執行の優先順位を正すためにご協力を。

問い合わせ先：

氏名	大塚康高	電話	090-1858-6665	メールアドレス	yasutaka.otsuka@gmail.com
----	------	----	---------------	---------	---------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	辺野古新基地建設(普天間飛行場代替施設建設事業)		
事業地	沖縄県名護市辺野古	起業者	沖縄防衛局・防衛省(日本政府)
団体名	辺野古・高江を守ろう! NGO ネットワーク	4/5 報告者名	花輪伸一・真喜志好一

▼その事業の概要と経過

政府は「普天間飛行場代替施設」と称するが、辺野古・大浦湾で計画されているのは、オスプレイを搭載した強襲揚陸艦が接岸できる軍港機能や普天間にはない弾薬搭載エリアを備え、一段と増強された新たな基地である。新基地の実質的な面積は、公有水面 160ha の埋立に加えて、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが連続し、普天間飛行場より巨大な軍事基地となる。1966年のベトナム戦争当時、米軍は同様の辺野古新基地計画を持っていたが、巨額の費用がかかり米国議会の承認が得られなかった。1995年の海兵隊兵士による少女暴行事件で、沖縄の怒りを静めるため、普天間飛行場の全面返還による沖縄の負担軽減が合意された。しかし、間もなく県内移設とされ、普天間飛行場の危険性除去のためと目的がすり替えられた。1998年頃の米国ベクテル社作成の計画図は、現在の新基地計画とよく似ており、日本政府が税金を使って米軍のための強大な軍事基地を建設するという構図が明らかである。辺野古新基地と関連して、東村高江では住民の反対を無視してオスプレイ用ヘリパッドの建設が強行され、伊江島補助飛行場等と合わせて沖縄島北部での基地増強と訓練強化により、地域社会、住民への基地負担の増大が進みつつある。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

政府は、抑止力、地理的優位性、一体的運用をあげて、在沖米国海兵隊とその基地の必要性を主張している。しかし、海兵隊の任務は、戦争形態が変わったためアジア太平洋地域の友好目的の巡回などに変化し、抑止力にはならない。移動のための艦船は佐世保にあり、遠く離れて一体的運用もできていない。また、潜在的紛争地から離れ、中国のミサイルの射程内にあり、今後海兵隊の主力はグアムに移転することから、沖縄に地理的優位性はない。「軍事的には沖縄でなくていいが、政治的には沖縄が最適(森本元防衛大臣)」と言うように、海兵隊基地が沖縄に必要なわけではない。他に受け入れ場所がないので沖縄に押しつけている。沖縄県の基地関連経済への依存度は、復帰直後の 15.5%から現在の 4.9%へと大幅に低下している。基地返還による土地利用の経済効果は、北谷町で 108 倍、那覇新都心で 32 倍に達しており、基地の存在自体が、沖縄の経済発展の最大の阻害要因になっている。基地の返還と跡地の賢明な利用こそが必要な事業である。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益(自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など)

辺野古・大浦湾にはサンゴ礁、海草藻場など多様な自然環境があり、絶滅危惧種ジュゴンやウミガメ類をはじめ多くの野生生物が生息し、生物多様性に富んでいる。新基地建設は、沿岸域の埋立、基地の存在と軍用機の訓練等により、自然環境と野生生物、生物多様性資源に大きな悪影響をおよぼす。埋立土砂は、瀬戸内海や奄美諸島など西日本各地から搬入されるため、土砂採取地での環境破壊と外来種の侵入も危惧される。地域住民の生活環境への不利益も甚大である。昼夜を問わず行われる軍用機の離着陸による騒音やオスプレイの低周波音、日常的にある墜落の危険性とその恐怖感は大きなストレスや健康被害となる。軍人、軍属による事件・事故も耐えない。新基地建設により、名護市にもそのような大きな不利益が生じる。また、漁業への悪影響もあり、沖縄県や名護市の地域振興計画にも影響し、辺野古・大浦湾の自然共存型観光の潜在力を失わせる。一方、東村高江を含む「やんばる

の森」には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナなど地球上でこの森にしか生息しない固有種が多い。広大な軍事基地と軍事訓練、ヘリパッド建設が、自然保護と地域振興のための生物多様性資源の活用を阻害している。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

沖縄県には日本の米軍専用基地の73.8%が集中し、沖縄島は面積の18%が米軍基地に占有されている。これは明らかな加重負担である。米軍基地の整理縮小は住民および県政の重要目標であり、2014年の名護市長選、名護市議選、沖縄県知事選、衆議員選は、すべて新基地建設に反対する候補が当選した。沖縄の民意は明らかである。一方、政府は、アセス法に反する非科学的、非民主的な環境アセスで事業を強引に進め、翁長知事による「公有水面埋立承認取消」に対しては、行政不服審査法を悪用して国交大臣が執行停止を行って工事を再開し、地方自治法による代執行を画策して福岡高裁に提訴するなど、法治国家にあるまじき横暴な行為に出ている。現時点で、高裁の勧告により県と政府は「和解」し工事は中断したが、政府は「辺野古が唯一の選択肢」との態度を変えず、県との和解協議が始まる前に地方自治法による「是正指示」を出したことから強権姿勢は変わっていない。政府は不利な判決を回避するために和解に応じたとみられている。和解前は、県警、警視庁機動隊、海上保安官による暴力行為により、けが人が続出し、表現の自由が弾圧されている。なお、防衛省は、基地建設促進のために、名護市を通さず地元区に直接補助金を交付し、地域社会の分断を図っている。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

「ヘリ基地反対協」等多くの団体の発足、ゲート前の座り込み抗議行動、海上でのボーリング調査等の阻止行動、環境アセスへ訴訟、埋立承認取消訴訟などの提訴、「島ぐるみ会議」、「辺野古基金」、「オール沖縄会議」の活動、県民大会の開催、県知事・名護市長等による上京要請行動、米国要請行動、意見広告運動（国内全紙、米国紙）など、市民、行政、経済界等の多様な主体により多岐にわたる活動が行われている。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

短期的には、一切の工事中止の継続、ブイやフロートの撤去、機動隊等の撤収、中長期的には、新基地建設計画の白紙撤回、県内米軍基地の整理縮小、返還跡地の賢明な利用計画、米軍関連国内法（航空特例法、刑特法など）の改正や廃止、日米地位協定と安保条約の抜本的改訂または解消等を進める必要がある。当面は、新基地建設計画の白紙撤回のため、「和解」による工事中断中に、沖縄は加重な基地負担を強いられていること、巨額の新基地建設は安全保障にならないこと、貴重な自然環境が破壊されることなど、新基地建設の実態を広く国内外に知らしめ、選挙も活用して、新基地は不要という世論をさらに大きくすることを目指す必要がある。

▼一般市民へのお願い

琉球新報や沖縄タイムスのホームページ等をもとに、正しい情報を収集して知人、友人へ拡散する、東京や大阪など本土各地で開かれる沖縄関連集会へ参加する、現地訪問や座り込みへの参加を目指す、辺野古基金へカンパを送るなど可能な範囲で応援し、「安倍政権は、どうして沖縄をいじめるのか！」（七つ森書館）という強い抗議の声を広げること、また、選挙でその意志を示すことをお願いしたい。

問い合わせ先：

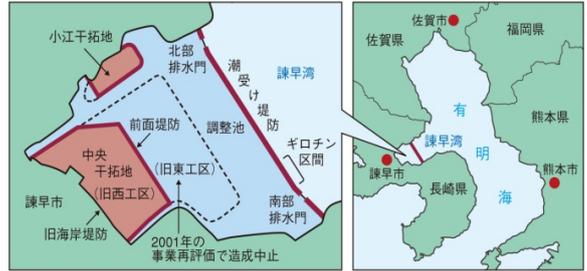
氏名	花輪伸一	電話	090-2452-8555	メールアドレス	Hanawashinichi2@mbn.nifty.com
----	------	----	---------------	---------	-------------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	諫早湾干拓事業（潮受け堤防南北排水門の常時開放）		
事業地	長崎県諫早市	起業者	農林水産省
団体名	有明海漁民・市民ネットワーク		

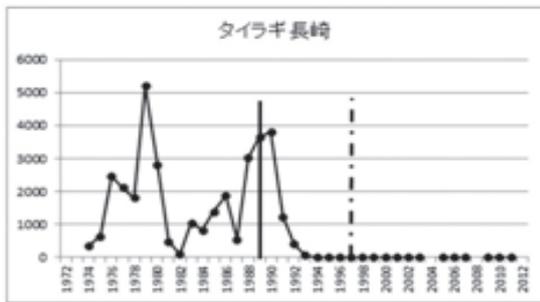
▼事業の概要と経過

- 1989年 諫早湾干拓事業起工
- 1997年 諫早湾潮受け堤防の開口部閉め切り（ギロチン）
- 2001年 ノリ第三者委員会、中長期開門調査を求める見解
- 2008年 完成した新干拓地での営農開始
- 2010年 諫早湾の水門開放を命じる判決が確定（福岡高裁）
- 2013年 諫早湾の開門差し止めを命じる仮処分決定（長崎地裁）・・・開門対策怠っている国の不作為が決定根拠
- 2016年 開門派・開門阻止派・国へ「開門しないことを前提とした」和解勧告（長崎地裁）

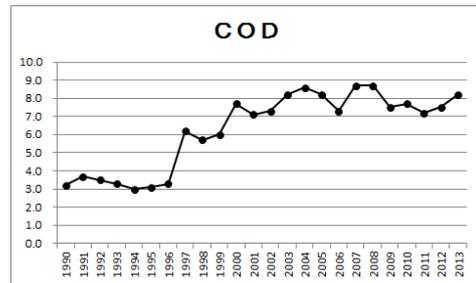


▼開門が必要であることの説明（既に被っている不利益を無くすために）

諫早湾の閉め切りにより、調整池の水質が悪化。この汚濁水が有明海の表層を流れるように排出され、また閉め切りに伴う諫早湾内の潮流低下も加わり、諫早湾および近傍部では赤潮や貧酸素水塊、底質の悪化等が深刻化。漁船漁業やノリ養殖などの不振が毎年続いている。特に長崎県のタイラギ漁は、事業の工事が本格化した1993年から連続休漁を余儀なくされている。タイラギのみならず、あらゆる魚種が不漁続きで、漁船の燃料代すらカバーできない有様である。



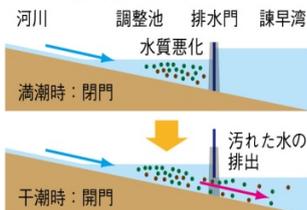
長崎県（有明海）のタイラギ漁獲量
（実線は事業着工、破線は諫早湾閉め切り）



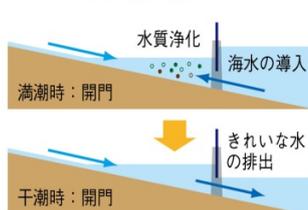
調整池の水質（COD） 環境基準は5.0
1997年に一気に環境基準値を超えて上昇し、その後も漸増。
污水处理人口普及率は平成23年度で84%を達成しているが、
水質は一向に改善しない。

開門を命じた確定判決は、こうした漁業被害と干拓事業との因果関係、さらには長期の開門調査の必要性を認めたもの。

●一方通行の開門（現状）



●双方向の開門（常時開門）



現在の一方通行の開門から、海水交換を伴う双方向の開門によって、調整池の水質を改善させることで、頻発する赤潮や貧酸素を抑制させることが期待できる。実際、2002年に数週間行われた短期開門調査では、一時的に漁獲が回復した。

▼事業者による人権侵害・憲法破壊の具体的状況

漁民は、「影響は計画地の近傍に限られる」とした環境アセスや防災の説明を受け、泣く泣く事業に同意したが、実際には深刻な漁業被害を受け続けている。事業の防災効果も誇大であり、実際には高潮などにしか効果がない。2000年のノリ大不作を受けて、漁民は潮受け堤防の撤去を求めて九州農政局に乗り込むなど猛抗議をしたが、国は第三者委員会の設置で時間稼ぎ。2004年には中長期開門調査の見送りを決定し、事業完成を急いだ。2010年に確定した水門の常時開放を命じる判決に対しても、国は履行義務をサボタージュ。開門差し止め訴訟を起こした原告と馴れ合い裁判を行い、

ついに司法までもが国の言い分を丸呑みした和解を提案する始末。有明海漁民は、2001年のノリ第三者委見解から数えても15年以上にわたって、農水省の不誠実な姿勢に苦しめられている。中でも、確定した判決を国が守らないこと、また司法までもがこれを事実上許してしまう提案を行うことに、漁民の怒りは沸騰している。

▼社会的に生じている損失

総事業費2,533億円の諫早湾干拓事業そのものが不要であったが、調整池の水質改善事業や弥縫策でしかない有明海再生事業も大きな無駄使いである。2004年度から行われている有明海再生事業は、農水省予算だけで430億円余りを費やし、調整池の水質改善事業費も加えると累計1000億円にもなろうとしているが、一向に効果はない。広大な諫早湾干潟を潰した損失や漁業被害に連鎖した有明海沿岸の関連産業の沈下を加味すれば、その損失は計り知れない。

なお、国は履行義務を怠っている制裁金として、これまで4億円以上の税金を権利漁民に支払っているが、支払った制裁金に対しても課税し、漁民に追い打ちをかけている。

▼開門実現に向けた最近の対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、提訴など）

農水省との直接交渉（毎月のように行っている）や裁判所への要請行動（2/18に行った長崎地裁への要請書提出と記者レクなど）を続けている。また、集会や配布物、インターネット等を通じて普及啓発に努めている。現在の課題は、長崎地裁での和解協議で、開門に代わる有明海再生策が幻想であることを明らかにしていくこと。開門差し止め訴訟以外にも、請求異議訴訟ほか複数の裁判を闘っている。

また、諫早湾開門研究者会議をはじめとする研究者との連携を深め、特措法に基づく有明海八代海総合調査評価委員会への対策や一般市民への普及啓発（ブックレット作成など）に努めている。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、立法等）

超党派の有明海再生議連を結成すること。議連をベースに、公開ヒアリング、現地調査、国会質問、請願行動、議員立法（法律改正含む）などができたらよい。

開門問題は決して農民対漁民の構図ではない。農民も漁民も共に農水省に翻弄されてきた被害者である。農民と漁民が共に安心して生活できる道に導くことが本来の解決である。開門に伴う被害の恐れは回避できる対策があるのに対し、開門なくして有明海再生は成し得ない。各政党・国会議員には、ぜひそのことを解っていただきたい。

一般に行政寄りの判決が続く中で画期的な開門判決だったが、それさえも守られないことは、司法の存立意義が問われる事態であり、司法に救済を求めるあらゆる事象に波及することである。現憲法が求める人権尊重の民主主義社会を守るため、安倍政治（霞が関）の暴走を食い止めること、司法の行政からの自立を達成することが大きな課題である。

▼一般市民への要請事項

諫早湾開門問題は、みなさんの生活にも関係する問題であることをぜひご理解ください。

要請行動など具体的な計画がある時には呼びかけますので、日頃から漁民ネットの情報のチェックをお願いします。

開門問題をテーマにしているメーリングリスト「i-kaimon ML」への登録も歓迎します。

《有明海漁民・市民ネットワーク》

ホームページ：<http://www.ariake-gyomin.net/>

facebook：<https://www.facebook.com/ariakekai/>

問い合わせ先：有明海漁民・市民ネットワーク事務局

氏名	陣内 隆之	電話	090-8179-2123	メールアドレス	bi5t-jnni@asahi-net.or.jp
----	-------	----	---------------	---------	---------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	中央新幹線建設整備事業		
事業地	品川・名古屋間286km	起業者	東海旅客鉄道(株)
団体名	リニア新幹線沿線住民ネットワーク	4/5 報告者名	共同代表 天野捷一

▼その事業の概要と経過

全幹法に基づき、整備新幹線として中央新幹線を建設する。

<概要> 走行区間 第1期 2015年～2027年 品川・名古屋間286km建設（工費5兆5千億円）
 第2期 1期終了後～2045年 大阪までの路線（152km）建設（〃3兆6千億円）
 走行速度 最高時速505km（直通は品川・名古屋間40分、品川・大阪67分）
 走行方式 超電導磁気浮上方式（リニア方式で10cm浮上して走らせるためレール不要）

<経過> 2007年12月 JR東海が自己資金で中央新幹線の建設を表明
 2010年 3月 国土交通大臣が交通政策審議会に営業主体、建設主体の指名及び整備計画の決定について諮問。約1年間中央新幹線小委員会で20回の審議
 2011年 5月 審議会の答申を受けて、国交相がJR東海を営業主体、建設主体に指名するとともに整備計画を決定の上、JR東海に中央新幹線の建設を指示
 2011年 9月～2014年 3月まで環境影響評価手続き（住民説明会開催）
 2014年10月 JR東海の工事实施計画書提出を受けて工事着工を国交省が承認

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

- 品川・大阪間の建設費は9兆円を超える。これが膨らんだ場合、国費の投入の可能性が大。
- JR東海の山田佳臣社長（当時）は2014年秋「リニアだけではペイしない、東海道新幹線と一体経営で黒字を確保する」と言明。JR東海はリニアが開業すれば東海道新幹線からの利用客移動や航空機からの移行をあてにしているが、東海道新幹線の利用客の数は頭打ちであり、また東京名古屋間の移動は100%東海道新幹線を利用していることから、並行する2路線が共食いすることになり、更に「のぞみ」の6～7割がリニアに移行することから、国民にとって不便な状況を招く。
- 全幹法（全国新幹線鉄道整備法）は「新幹線ネットワークの形成」を目的としているが、リニアと在来新幹線は相互乗り入れができないので、ネットワーク形成にはつながらない。仁杉巖・国鉄元総裁は「一国に高速鉄道のシステムが二つあると国民は不便になる」と看破していた。
- 狭い国土に縦横無尽の高速道路が建設されており、物流の主体はクルマや航空機になっている。中国や欧米と違って高速鉄道のメリットは無い。効率・便利さよりも鉄道旅行本来の魅力を活かしていないリニアは国民が求めている。JR九州の豪華観光列車「ななつ星」や韓国の全土一周寝台列車の旅のような鉄道が望まれる。品川・名古屋間286キロのうち246キロはトンネルであり、富士山も見えない乗り物でロマンもへったくれもないつまらない「土管列車」である。
- 東南海地震で東海道新幹線が被災した場合のバイパスと喧伝されているが、地層が動き続けている南アルプスで連動地震が発生すればリニアは大惨事になる。リニアは貨物は運べない、レールが無いので貨物列車が走行できないので、災害時の救援物資輸送には使えない。
- 原発ゼロ、自然再生エネルギーの普及が進む中、リニアは東海道新幹線の3～4倍の電力を浪費する。リニアのために原発を残し稼働させる恐れがある。超電導磁石は強い磁界（電磁波）を生む。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は次項に）

- リニアのために南アルプスに25kmの長大トンネルを掘るが、膨大な工事車両の走行や、地下水の噴出、工事残土の処分場により、南アルプスの豊かな自然や希少な動植物の生態系に回復不能なダメージ。
- 地下水の流出は別の場所での地下水の枯渇につながる。大井川の水量は下流域の65万人分が減少する。
- リニアには4つの中間駅（橋本・甲府・飯田・中津川）がJR東海により建設され、それが地方経済の活性化につながるという触れ込みだが、駅周辺の整備は全て地元負担。1駅当たり600～700億円の県民税が費やされる。中間駅にリニアが停まるのは1時間に1本に過ぎない。
- 工事で地域社会が分断されるうえ、人口の東京集中が加速され、地方は衰退する。リニアによって地域の在来線は廃線や無人駅などの合理化で、地方交通は一層不便になる。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

●全幹法や鉄道事業法、大深度法などは事業推進を保障、後押しする法律であり、自治体は事業者であるJR東海の下僕化する。工事残土処理の窓口、土地収用のあっせん・調整などをさせられる。関係する沿線自治体（県や政令市（東京都・川崎・名古屋市）などはリニア推進部門をつくり動いている。国家プロジェクトであるのに、民間事業であるとの使い分けの中で自治体は主体性を発揮できない。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

- 国交省にリニア計画見直しを申し入れ ●JR東海に着工抗議 ●説明会での質問、意見表明 ●JR社員へのチラシ配布と訴え、●自治体への請願・陳情 ●国交大臣の工事計画承認の取消を求める異議申し立て（5048人）、●今年5月に行政訴訟提起

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

- リニアは「民間事業である」とされ、閣議決定も無く、国会審議も極めて不足しており、そのことが、議員や国民の関心を集めない要因でもある。
- 国会、地方議会での質問、質疑要請。院内集會に国会議員が参加。政党・住民は現地調査を行っている。
- 国会内にはリニア推進議員連盟があり、各県には促進期成同盟会がある。リニア見直しを求める自治体議員懇談会があるが、是非「リニア計画の見直しを求める超党派の国会議員連盟」をつくってほしい。

▼一般市民へのお願い

一般市民の関心はまだ低い。私たちは品川・大阪間で活動しているリニア見直しを求める住民・市民グループ凡そ16団体と「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」を組織し、住民に対しリニア学習会や講演会を各地で実施し、大きな集会でアピールやチラシ配布、沿線各戸へのポスティングなどを積み重ねてきた。ルートが確定し、JR東海が井戸調査や中央線測量、土地買収にかかってくると関心が高まっている。より関心を持ってほしい

- リニアは「土建国家」を象徴する事業であり、世界有数と言われる南アルプスの自然に対する最大の破壊行為であり、この取り返しのつかない日本破壊行為は将来の世代に大きな負の遺産になることを知ってほしい。

問い合わせ先：

氏名	天野捷一	電話	044-866-5785	メールアドレス	s-amano@v7.com
----	------	----	--------------	---------	----------------

公共事業実態報告用紙

事業名	北海道内ダム事業・道路事業等		
事業地		起業者	北海道開発局・札幌市
団体名	一般社団法人北海道自然保護協会		

示された書式のように記述できませんので、取り組んでいる事業について簡単に説明します。

1. 事業名および概要と経過、2. 不要説明と不利益、3. これまでの対応の順に取り組んでいる事業について説明します。

ダム問題

●**サンルダム**・・・1. 北海道開発局の事業で、すでに本体工事も進み、2016年度完成予定。2. 治水と利水ともに、ダムなしで可能であり、ダムが建設されれば、サクラマスの繁殖地であるサンル川の環境が破壊される。3. 2003年の天塩川流域委員会以前から取り組んできて、治水の目標流量と治水の関係について疑問がだされたところで急遽委員会は終了された。現在は、階段魚道とその後の延長7kmにわたる魚道問題に焦点をあてて、サクラマス保全の検証結果が明らかになるまでダム建設を中断することを求めるなどの活動を行っている。

●**二風谷ダム・平取ダム**・・・1. 北海道開発局の事業で、2020年頃完成予定。沙流川流域は地質学的特徴から崩れやすいので、平取ダム下流の二風谷ダムはすでに約半分が堆砂で埋まっている。しかし、2007年以降制限水位を下げたが、このとき以降堆砂は少なくなっている。制限水位を下げることによって排砂を促進しているようだが、詳細は不明で、今後検討を要する。排砂が進むことによって二風谷ダム下流の環境悪化が懸念され、今後調査する予定。2. 二風谷ダムはもともと洪水調節容量が少ないので、平取ダムをさらに建設しなければならないことになっているが、平取ダム建設地は土砂崩壊が大きいので、さらに堆砂が進み、ひどいことになる危険性がある。3. 二風谷ダムの堆砂について検討を進める。二風谷ダム・平取ダム周辺は、アイヌ民族の聖地であり、アイヌ文化破壊の問題があるが、地元アイヌ民族の意見が出されにくくなっていることが問題である。

●**当別ダム**・・・1. すでに2012年10月に完成。超過大な目標流量を設定している。焦点は、札幌市への水道水供給問題。当別ダムからの受水は明らかに不要なのに札幌市はごり押し。2. 札幌市は不要なダム水を2025年以降受水するという計画であったが、ダムが完成すると、札幌市の将来必要水量を大幅に下方修正したが、それでもダム水を使用する予定。札幌市民は不要なダムのために、毎年約20億円を支払わなければならない。3. 2025年度までの札幌市への当別ダムからの受水が不要という視点で闘争中。

ダム問題の今後の取り組み・・・協会が他団体とともに取り組んできた3つのダムは、すでに完成もしくは近く完成の予定で、ダム建設を止める展望はなくなりました。現在検討しているのは、サンルダムについては流域委員会に積極的に対応して、それなりの資料も蓄積しているので、河川法からみてサンルダム建設の問題を誰にもわかるように整理して、河川法改正問題に取り組むたいと考えている。この問題は、協会だけが取り組んでも展望がないので、水源連が中心になって全国的な闘争にさせていただくことを希望している。

札幌市の水道水問題（豊平川水道水源水質保全事業）・・・1. 札幌市は、豊平川（定山溪温泉付近でヒ素を含む自然湧水が混入している）を原水としている水道水のヒ素濃度を水質目標値（0.005mg/L）

以下に維持するためと称して、定山溪温泉付近をバイパスする地下導水路を建設する「豊平川水道水源水質保全事業」を 2020 年完成で実施している。 2. しかし、札幌では市が開かれた明治初期から豊平川の水を利用しているが、かつてヒ素が問題になったことはない。過去 20 年ほどは、浄水のヒ素濃度が 0.005mg/L を超えたことは 1 年に 1~2 回であり、とくに 2008 年度以降は超えたことがない。

3. 昨年行われた札幌市水道施設整備事業評価委員会で、札幌市は浄水のヒ素濃度が 0.005mg/L を超える日数を上記の過去の実際のデータを使用せず、原水のヒ素濃度から推定する方法により、浄水ヒ素濃度が 0.005mg/L を超える日数を過大に評価した。また、浄水ヒ素濃度が 0.005mg/L を超えた日は、市民はボトルウォーターを使用するとして、便益を算出し、費用便益比を 2.95 と極めて過大に推定した。北海道自然保護協会他団体とともに、嶋津暉之氏の協力を得て、同事業の再評価について公開質問書などを提出してきた。質問に対する札幌市の回答は、実際には答えていないに等しいので、今後総務省に問題点をあげて、札幌市水道の問題点を打破していきたいと考えている。

●北見道路（一般国道 39 号）問題・・・1. 北海道開発局による、北見市南部の丘陵地帯を縦貫し切り開いて、国道 39 号に並行する高規格道路で、トンネル 5 か所、橋梁 8 か所を有する延長 10.3km の自動車専用道路である。北海道開発局が 1997 年に事業化、2001 年に環境影響評価を行い、2004 年に着工し（総工費約 398 億円）、2013 年に完成開通した。しかし、該当路線には、この地域ではわずかとなった自生植物が多数生い茂る自然林があり、各所に湧水もある市民の憩いと散策の場であった。また天然記念物オジロワシの営巣・繁殖やニホンザリガニの生息も確認されていた。地域住民は、道路建設によりこのような貴重な自然が破壊されることを懸念し、また道路自体の必要性（渋滞緩和への疑問、医療などの緊急道路としての役割への疑問など）や道路建設の費用便益比にも疑問を持ち、反対運動を繰り広げた。住民は 2009 年に、道路建設により希少生物の生息地が破壊され、生物多様性条約に反する、将来「北見道路」は高速道路「北海道横断自動車道路」になる可能性があり、国道としての整備は違法であるとして、北海道に対して一部負担金を国に返却することを求めて札幌地方裁判所に 2 件の住民訴訟を起こしたが、いずれも敗訴した。しかし、2013 年に判決のあった 2010 年度分の返却を求めた判決では、知事の裁量権を超えるものではないとして、訴えは棄却されたが、裁判所は国の建設根拠には疑問があるとし、生物多様性条約については「希少生物の生息地を何らの保全措置を取らずに破壊するなど、条約の趣旨を著しく没却する行為があれば、裁量権の範囲を逸脱する」とし、生物多様性条約は行政の裁量権を拘束すると明示した。これは控訴せず、1 審判決が確定した。

問い合わせ先：北海道自然保護協会

氏名	佐々木克之	電話	011-251-5465	メールアドレス	info@nc-hokkaido.or.jp
----	-------	----	--------------	---------	------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	思川開発事業(南摩ダム)		
事業地	栃木県鹿沼市	起業者	水資源機構
団体名	思川開発事業を考える流域の会、ダム反対鹿沼市民協議会		

▼その事業の概要と経過

[事業の概要]

利根川支流の思川支川の南摩川（鹿沼市上南摩町）に南摩ダム（総貯水容量 5,100 万 m³、堤高 86.5m、ロックフィル）を建設し貯水池と思川支川黒川、大芦川を導水路（合計約 9km）で連絡する事業。目的は下記のとおり。利水参画団体は栃木県（栃木市、下野市、壬生町、野木町）、鹿沼市、小山市、茨城県古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団。総事業費 1850 億円。容量配分は、洪水調節 500、水道用水 1,675、流水の正常な機能の維持 1,825、異常渇水時等の緊急水補給 1,000、堆砂 100（単位：万 m³）。

1 南摩川、思川、利根川の洪水調節 130m³/s→5m³/s 2 河川の流水の正常な機能の維持（異常渇水時等の緊急水補給を含む。）

3 新規利水 2.984m³/s



[経過]

1964 年 構想発表

1969 年 4 月 実施計画調査着手

1984 年 4 月 建設事業着手

1994 年 5 月 事業実施方針指示

1999 年 11 月 事業実施方針(第 1 回変更)指示

2002 年 3 月 事業実施方針(第 2 回変更)指示

2009 年 3 月 事業実施計画(第 3 回変更)認可

2009 年 12 月 「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるための検証の対象事業に区分

2010 年 12 月 思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第 1 回幹事会)

2011 年 6 月 同(第 2 回幹事会)

2012 年 6 月 同(第 3 回幹事会)

2015 年 11 月 同(第 4 回幹事会)

2015 年 12 月 同(第 5 回幹事会)

2016 年 3 月 同(第 6 回幹事会)

2016 年 4 月 検討報告書素案作成段階。2015 年度まで実施済み額 870 億円（47%）。用地取得率約 98%（未買収地 6ha）。家屋移転 100%（80 戸）。生活再建に係る工事と称して付替県道工事（約 130 億円）等を実施中。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

[新規利水]

- 根拠法である水資源開発促進法は、「都市人口の増加」や水源開発の「緊急」性がなく、立法事実が消失しており、同法が廃止されていないこと自体が違法であるが、立法府の怠慢により放置されている。
- 新規利水は不要。今後の人口減少と節水型水機器の普及により「水余り」が一層進むことは確実。
- 近年断水はない。取水制限や給水制限（減圧給水）はあっても生活に影響がない。
- 暫定水利権の解消は、机上の論理にすぎない。埼玉県では 40 年もの取水実績があり、事実の方が正しい。歪んだ水利権行政を正すべきである。多少の苦労はあるが、今後の需要減少で解消する。
- 栃木県の地盤沈下は 1997 年以降沈静化している。地下水採取量の用途別割合は野木町、旧藤岡町（現栃木市）、小山市の合計で見ると、工業用 27%、建築物用 4%、上水道用 8%、農業用 61%となっており、農業用の比率が高いので、上水道の水源転換は効果がない。
- 埼玉県では渇水時に水道用地下水を過剰採取し地盤沈下が発生するとしても、事業完成時には需要減少により、地下水の過剰採取は不要となる。
- 「地下水汚染のおそれ」は、抽象的な可能性レベルの懸念にすぎない。

- ダム水を使えば渇水に弱くなるので、水源転換は危機管理対策にならない。
- 鹿沼市、栃木市、下野市の市長は、「南摩ダムの水を使うとは限らない」と市議会で明言している。
- 仮に水が必要だとしても南摩川は小河川であり、他河川から導水しても計画どおりに水がたまらない。

[治水]

- 南摩ダムの流域面積は 12.4 km²と小さく、洪水調節の効果は極めて小さい。
- 南摩ダムは乙女地点における思川の想定流量毎秒 4,000 m³のうち毎秒 65 m³を削減するにすぎない。
- 2015 年 9 月豪雨で計画高水位を超える地点があったが、思川本川の堤防は決壊しなかった。
- 国は実績無視で過大な洪水を想定して南摩ダムの必要性をねつ造している。
- 国は過大な被害を想定して費用対効果をねつ造している。
- 渡良瀬遊水地を無視して効果が計算されている。

[河川の流水の正常な機能の維持]

- 「ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺される」（河川法第 44 条第 1 項）ので、「ダムには、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な放流設備を設けるものとする。」（河川管理施設等構造令第 14 条）とされるのであり、同機能の維持はダムの目的たり得ない。
- 同機能の維持に最大の貯水容量 1,825 万 m³ が配分されていることは異常である。
- 「異常渇水時等の緊急水補給」における補給の要件は定まっておらず、企業会計の原則から、いつ使うか分からない水源確保をダムの目的とすることは許されない。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は次項に）、

- 2013 年までに移植した希少植物 A ランク 9 種のうち 5 種は活着率 50%以下。鳥類の種類も減少した。
- 移転対象の 80 世帯のうち 31 世帯は集団移転地に移転し、49 世帯は鹿沼市内外に移転し、地域社会が分断された。ダムサイト直下の室瀬地区 13 世帯では 3 世帯が移転し、残った世帯が賛成派と反対派が対立した。
- 全体の利水負担金は 449 億円（後払）。栃木県の治水負担金 130 億円（2012 年度までに 36 億円支出済み）。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）
水資源機構法第 21 条第 3 項に基づき国土交通大臣が都県に納付通知を行い、都県は、「納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過しがたい瑕疵がある場合を除き、職員等は先行行為を尊重」する義務があるという高裁判決が最高裁に支持され、都県は、違法性を審査する権限を奪われた。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

2001 年 4 月 南摩ダム反対署名を水資源機構に提出（約 43,000 筆）

2004 年 11 月 公金の支出差止め及び損害賠償請求の提訴 2015 年 9 月 最高裁決定 要望書の提出多数

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

1999 年 8 月 小林守衆議院議員同行で関係省庁ヒアリング及び事業中止を求める要望書提出

2000 年 8 月 自民党公共事業抜本見直し検討会あて事業中を求める要望書提出

2001 年 1 月 保坂展人議員ら「公共事業チェック機構を実現する議員の会」7 人が現地調査

2001 年 6 月 小林守衆議院議員同行で関係省庁ヒアリング及び事業中止を求める要望書提出

▼一般市民へのお願い

水問題、環境問題、財政問題に関心を持って学習し、行政にだまされない。遠い所に住む人の人権や次世代の受益と負担についても考える。運動団体の実施した議員候補者へのアンケートを参考に投票する。

問い合わせ先：

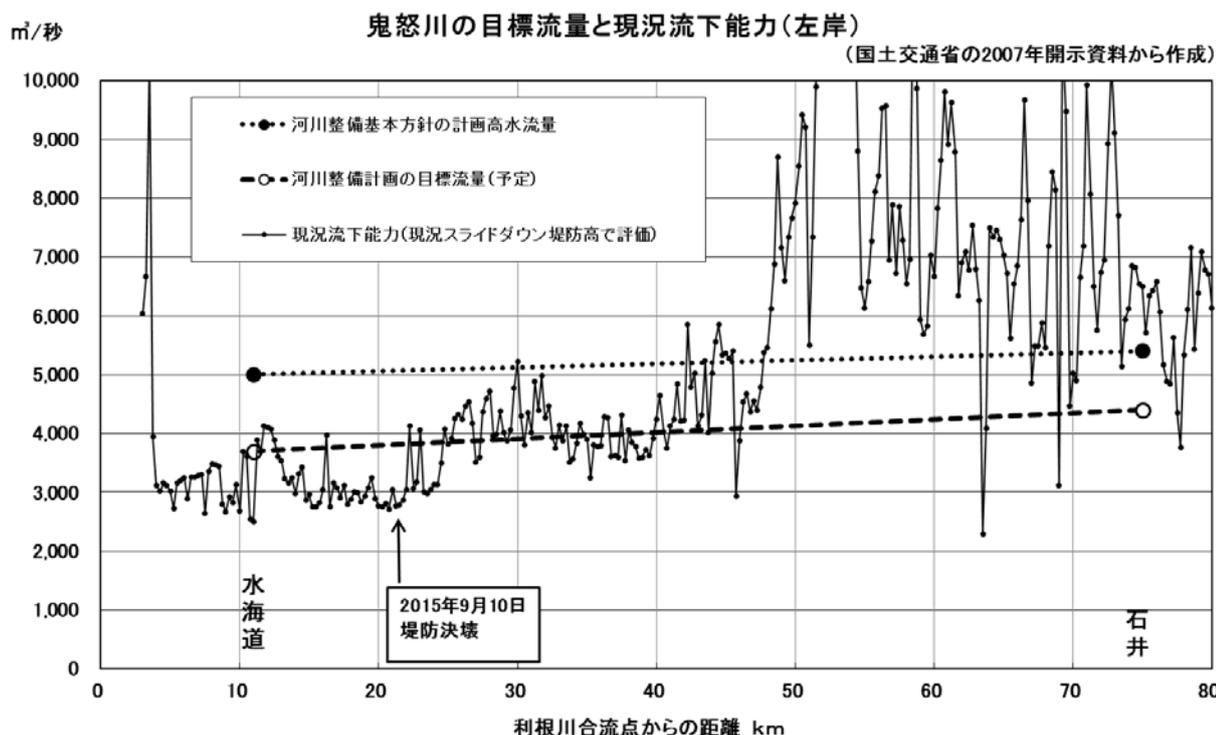
氏名	高橋	電話		メールアドレス	hirocha@bc9.ne.jp
----	----	----	--	---------	-------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	湯西川ダムと鬼怒川水害		
事業地	被災地:茨城県常総市	起業者	国土交通省
団体名	茨城県の水問題を考える市民連絡会		

▼その事業の概要と経過

湯西川ダムは2012年完成した。五十里、川治、川俣について四つ目のダムとして屋上屋を重ねるように造られた。下流部の流下能力が極めて低いことを指摘されながらのことだった。



上の図が示すように下流部水海道＝常総市の流下能力は極端に低い。※嶋津暉之氏意見書より
下記のように茨城県の堤防整備率は栃木県よりも低いにも関わらず、治水負担金は大きい。

- ・鬼怒川の茨城県内の堤防整備率：17.4% ・栃木県内の整備率：62.7%
- ・茨城県の治水負担金：111億円。 ・栃木県の治水負担金：87億円。

茨城県は河川法63条の定める“著しい利益”の有無は確認せず。もちろん国も示していなかった。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

■鬼怒川治水計画の変遷（洪水基準点：石井 単位：トン/秒）

湯西川ダムとの関係	年度	基本高水	ダム調節流量	石井地点流量	水海道地点流量
A ダム計画無し	1973年	8,800	2,600	6,200	5,000
B ダム計画あり	1985年	8,800	2,600	6,200	5,000
C 同上修正	2006年	8,800	3,400	5,400	5,000

(A)＝鬼怒川工事実施基本計画には湯西川ダムは無い。(B)＝同基本計画で初めて湯西川ダムは計画に据えられたが、この両者の数字がまったく同じということは、湯西川ダムは意味のないダムであることを示す。

(C)＝鬼怒川河川整備基本方針は、2004年から始まった湯西川ダム裁判でAとBの矛盾を原告から追及されて変更した。しかし修正したものの下流の水海道地点では5000トンのままだった

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は事項に）、

2015年9月10日、東日本を襲った線状隆水帯は鬼怒川上流に3日間雨量502ミリという豪雨を降らせ、洪水は湯西川裁判で原告が指摘していた河口21kmの三坂地点の堤防を決壊。さらに下記に詳細を記した若宮戸の“無堤部分”を越流し、市内で2人死亡。浸水域は東京都江東区の面積に相当する約40平方キロにも及び、約1万世帯が水に漬かった。

ダムに偏重し堤防整備を怠り続けたこの国の河川行政の付けが回ったといえる。国の無為無策、茨城県の当事者能力の欠如が招いた人災といえる。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

2015年9月洪水を遡ること1年5か月、2014年2月河岸砂丘になる自然堤防をソーラー業者が掘削、樹木を伐採し始めた。当地に住むS氏は市と河川事務所へ訴えたがまともに取り合ってもらえず、わずかに土嚢を2段積み上げただけだった。洪水は土嚢をやすやすと乗り越え市中に溢れ田畑を覆った。国は河川区域を曖昧にしたまま、ソーラー業者の民有地であることを理由に手をこまねき大災害を惹き起してしまった。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

当連絡会はハッ場ダムをストップさせる茨城の会を中核とする会だが、2016年9月10日は奇しくもハッ場ダム上告審の決定通知（敗訴）が送りつけられた日だった。そのハッ場ダム住民訴訟で主張し続けた「無用なダムからの撤退」「ダムよりも堤防整備」「自治体の自律的な判断」「耐越水堤防への転換」「流域治水」などがすべて正しかった、いや最も現実的な治水政策であると確信した日だった。

ハッ場ダム裁判を戦った1都5県の市民は、「裁判で得た経験を市民社会共有の財産とする」ことを誓った。私たちの要請に嶋津暉之、梶原健嗣、まさのあつこ、高橋比呂志、元建設相土木研の石崎勝義の各氏が応えた。洪水のデータ分析、原因究明、河川行政の不備の指摘、意見書の提出、公聴会での公述、行政交渉への参加、市民運動の組み立てなど側面からの支援を続けている。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

日本共産党の支援で政府交渉、梅村さえこ議員による国会質問。茨城県土木課などへの要請を行っている。

▼一般市民へのお願い

水害被災者への補償は義捐金に頼る部分が多い。是非はともかく義捐金の多寡はマスコミ報道の量によって決まるようだ。死者が少なかったこともあってか、常総水害への義捐金は広島住宅地を襲った土石流事件にはるかに及ばない。常総水害被害者の会を通じて支援をいただければ幸尽である。

問い合わせ先：

氏名	神原禮二	電話	090-4527-7768	メールアドレス	garyoan@tiara.ocn.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	ハッ場ダム		
事業地	群馬県吾妻郡長野原町	起業者	国土交通省
団体名	STOPハッ場ダム・市民ネット		

▼その事業の概要と経過

- ① 1952/5にダム計画がもたらされた（水源地・群馬の中で渋川市で利根川に合流する吾妻川は後発組）。——半世紀余に亘り、国はダムを造らんが為の愚策と愚挙にて人心を懐柔。民意の総意的に進めてきた——
- ② 2009/9/17未明（民主党政権樹立後）就任直後の前原国交相の「中止論」発言にて「ムダな公共事業の代表格」として急浮上。この根回しなしの中止論は、民主党政権の生命線となり得て賛否をめぐる“狂騒の2年間”となる。連日のマスコミ報道は特異な読みの「やんば」の名を全国に知らしめた。
- ③ 2011/12/26、（国側が画策した結論ありきの）各種の検討会議を経て、変質してしまった民主党を象徴すべく時の前田国交相はこの日夕刻、抜き打ち的に現地入りく「事業継続は妥当」との確認を受けたと伝え推進派を沸かせた（※民主党は凋落の一途を辿る）。
- ④ 2015/1/22 吾妻川左岸・ダム建設地の発破作業実施。63年目にして、事実上の本体工事開始。長野原町所轄の吾妻妻溪谷の主要部は完全破壊。
本年6月からコンクリート打設開始予定。完成は、2020年度末とされ、24時間体制続行中。



【文化財の移転の一例として、川原畑三つ堂の今昔】

上—2007年秋 下—2008年4月



▼その事業が実は不要な事業であることの説明

- ① 吾妻川は自然の洪水調節を果たしダム計画の大義名分のカスリーン台風時にも厳密には影響なかった。
- ② 下流一都五県の人口減少、水道水はたりている。近年明らかになった、ダムによる災害誘発の逆事実。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益

- 【危険な諸条件】 一帯は有数の地すべり地帯。浅間山（活火山でレベル2）、白根山（水蒸気爆発の懸念にて立入禁止区域あり）の直下。大同特殊鋼有害スラグの恰好の大規模な捨場。
- 【失うに惜しい自然界】 名勝・吾妻溪谷の大規模破壊。川原湯温泉の水没、泉質劣化。稀有な自然界の生態系破壊など。
- 【地域社会破壊】 草津温泉への経路にあり約4百世帯もの移転。
- 【財政負担】 日本一の金喰いダムと呼ばれ、総工費4600億円だが、これでは到底、足りないことは明白である。

【人権・自治権の破壊】 水没民をなだめた「ズリ上がり方式」による代替地造成を進めなかったことにより地域によっては約8割近くもの町外移転となり、人口激減にて自治会運営もままならない状況下にさらされた。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況

▼それらへのこれまでの対応

▼政党・国会議員との連携・要望

上記三項目は、64年間に亘る各界各層の反対闘争の過程で裁判を始め打てる方策はことごとく行ったように思える。保守王国群馬の住民意識と自民党筋の狡猾な戦術に万策つきた感もあるが、なお活路を模索してやまず。

▼一般市民へのお願い

本欄をお借りして、ご理解戴きたい急浮上の問題があります。

群馬県の県内一円の公共事業に使用されてしまった、大同特殊鋼株式会社渋川工場（本社・名古屋市）による、フッ素や六価クロム混じりの「有害鉄鋼スラグ」問題です。

H14年末～H26年1月までの判明分で29万4330ト。県内公共工事225カ所約70万ト、93カ所が有害とされています。2013年6月、被害の著しい地元の渋川市議会で取り上げられたことに端を発し、県内各地の道路の亀裂や隆起、家屋の歪み等の理由がスラグに起因しているらしいことが判明したのです。

しかも、廃棄物処理の免許をもたない業者による「逆有償取引」なる、2つの法律違反にて行われたのです。今や新たな公害問題に発展しかねません。（一時とはいえ、県のお墨付文書にて被害拡大となった感もあり）

一、有害スラグはハツ場ダムの造成や付替え国道などにも、大量に使用されているのです

※（2014/8/5毎日新聞「ハツ場 代替地整備に有害資材 フッ素 環境基準の23倍」の報道あり）。

しかし、ダム本体工事をつつがなく進めたいが為にか、国交省や関係自治体は重きをおかず、もみ消し策的な言動まで行い、遅々として解明しませんでした。とりわけ吾妻川左岸、部分水没地の林地区下田の川岸には、約10年間にわたり、有害鉄鋼スラグが大量に投棄され続けてきました。昨年11月より、密かに撤去工事が実施されておりますが、果たして完全にとりきれられるのでしょうか？ ※（撤去後の基準値超えスラグ判明）

この他（国は容認していませんが）調査によれば、水没地内、長野原草津口駅・川原湯温泉駅周辺、付替国道沿い等にも明らかに使われており、年を経るごとに有害スラグ特有の特性を露わに呈し出しています。

二、吾妻川は利根川に合流、皆様の飲み水になります。「こんな水いらない」と声をあげてください！

問題点は、撤去しきれない有害スラグはダム湖に蓄積されることに加え、水と反応すると膨張するスラグの特性にあります。吾妻川はもともとPH2～3の強酸性水。（ために注ぎ込む支流の一つ、白砂川に品木ダムを造り石灰を投入し中和し、ダム推進を図ってきた経緯あり）結果的に大量のヒ素を上流に蓄積してしまいました。ここに今度は、強アルカリ性の有害スラグが混入するわけで、極めて複雑な混合水となることは必定。

さらに、下流の渋川市の利根川河畔の「大崎緑地公園」は、まるで有害スラグの捨場のための公共事業とみなされかねない程の大量の有害スラグが、川岸沿いにありますのになんらの処置も施されておられません。

ハツ場ダムの水は渋川市内で利根川に合流するのです。

① 強酸性水 ② ヒ素 ③ 有害スラグ の水なのです。

勿論、家庭の飲み水となるまでには浄水場処理があるでしょうが、様々な試液が投入されることは想定されます。

困ったことにスラグは年々その現象が大きくなります。

この水を飲まされる、皆様はどうお感じでしょうか？



三、**「看板に偽りあり」の有害スラグ撤去工事の実態**

関東地方整備局は2014/12/26記者発表の

「鉄鋼スラグに関する材料の分析試験結果について」名で「有害物質の含有量等が基準に定める基準値を超えた工事の施工箇所」を明記し、8カ所の工事名を公表しています。

左写真の工事用看板「工事用道路の補修を行っています」はリスト中の2か所「H10 下田残土置場整備工事」「H11 下田仮設道路工事」現場で、入札名は「H27ハツ場ダム管内工事用道路補修工事」で一見、スラグ撤去とは結びつきません。

事前に有害スラグが運び込まれていた事実をキャッチしていたのでスラグ関連工事と推察。能う限りの資料固めし、国交省を直撃すると例に非ず、即座に容認。（後日判ったのですが、この時点では撤去完了公表は長野原町との協議にて確認ズミ事項）。

「なぜ国費を使うのか」に言及すると「大同特殊鋼に負担して戴くことになっています」となり、「ではどういう形で」と畳み

かけると「全てを公表するものではない」との返答でした。一時的とはいえ血税が使われたことは事実であり、今後の会計処理上での整合性が問われてなりません。（渋川市内の国道工事でも前述同様で内実は明かさずの極秘工事）。また先の工事肝心のスラグ撤去に関した記述は入札参加3業者への資料として配布のみとの応接に、仕方なく情報公開請求中です（でも、原本通りかさえも疑問視してしまう）。

国民の為にあるべき公共事業の本末転倒さが、ムダな公共事業の筆頭格・ハツ場ダムにも集約されています。

問い合わせ先：

氏名	鈴木郁子	電話	090-2910-4722	メールアドレス	spq272s9@rondo.ocn.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	--------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	中部横断自動車道 八千穂(長野)ー長坂(山梨)34km		
事業地	山梨県北杜市	起業者	国土交通省
団体名	中部横断自動車道 八ヶ岳南麓新ルート 沿線住民の会 https://sites.google.com/site/odandonewroot/oshirase		

▼その事業の概要と経過

本事業は 2010 年に我が国で初めて試行された計画段階評価対象事業で、現在未着工である。現在、計画段階評価は、国交省の新規計画事業に広く導入されているが問題が多い。

中部横断自動車道の計画は 1987 年(S62 年)の全国 14000 キロに及ぶ高規格道路の閣議決定(いわゆる四全総)に遡る。八千穂ー長坂間(34 km)は 1997 年 2 月に基本計画決定、2010 年 12 月、公共事業の計画段階の透明性確保を主な目的に、計画段階評価の試行路線に指定された。

2014 年 7 月国交省は第三者委員会である関東地方小委員会を開催し中部横断自動車道・八千穂ー長坂間(34 km)の概略のルート帯を決めて、計画段階評価を実質的に終了したと主張している。はじめから八ヶ岳南麓を横断するルートありきで、山梨県側の民意を踏みにじるものであった。沿線住民の会では現在、この計画段階評価のやり直しを求めている。

・中部横断道・八千穂ー長坂 34 km の経過概要

- ・ 1987 年 6 月 (S62 年) : 高規格道路網として閣議決定
- ・ 1997 年 2 月 (H9 年) : 長坂町(現北杜市)～八千穂村(現佐久穂町) (34 キロ) 基本計画決定
- ・ 2010 年 12 月 (H22 年) : 第 1 回関東地方小委員会 長坂～八千穂の計画段階評価の試行を決定
- ・ 2011 年～2012 年 : 2 回の住民アンケート実施 幅 3 km ルート帯
- ・ 2012 年 11 月 : 幅 1km の新ルート帯発表
- ・ 2013 年 1 月～2 月 : 国交省地元説明会実施
- ・ 2015 年 3 月 : 長野側 3 km 幅、山梨側 1 km 幅のルートを決定

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

国交省が地元住民へ説明したこの道路の必要性の具体例は

- ・ 高原レタスを都会へ運ぶための物流の確保
- ・ 救急搬送時間の短縮
- ・ 軽井沢などの観光地との連結
- ・ 住民の移動時間の短縮
- ・ 災害時の代替え道路確保
- ・ 企業誘致・雇用の促進
- ・ ミッシングリンクの解消

などである。どれも検証に耐えがたいほど、今更高速道路を必要としないものばかりである。

全国 14000 km の四全総構想のうち約 10000 km が完成された今、近い将来の人口減や財政負担などの現実の前に、この高速道路は不要である。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益(自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は事項に)

(1) 中部横断自動車道は、将来の付けを増やす不採算路線である。

小泉内閣時代に不採算路線の新規建設を目的として導入された「新直轄方式」で計画されていて、最初から費用対効果が見込めない。

(2) 計画段階評価は問題点だけである

(イ) 導入の目的である計画段階の透明性が全く確保されていない。

国交省と第三者委員会のルート決定プロセスは、アンケート結果や住民意見を無視した不透明なものであり、あまりに住民軽視である。国交省自ら定めた「構想段階評価におけるプロセスガイドライン」の基本である透明性、客観性、合理性、公正性が何ら確保されていない。

(ロ) 第三者委員会に住民代表が一人もいず、住民参加が保証されていない。

評価を行う第三者委員会である地方小委員会は、国交省が指定した委員だけであり、住民代表が一人も入っていない不公平な構成である。

(ハ) 「ミッシングリンク」は国道 141 号線の改修で解消できる。

国道 141 号の改修は緊急の課題である、と国交省も認めている。この国道 141 号の改修で「ミッシングリンク」は解消できる。

(ニ) 北杜市民の民意は無視された

山梨側（北杜市）は、現道の安全性の向上や環境・景観の保全を望んでいて、現道の 141 号線改良案が民意である。第三者委員会はこれを無視し、八ヶ岳南麓を横断するルート住民に押しつけた。

(ホ) 実質的に代替案のない、相対評価のできない案が押しつけられた

国交省が沿線住民に提示したルート案は、比較検討ができない 1 ルートのみで等しいもので、複数案比較をする機会が与えられなかった。

(ヘ) 審議資料を意図的に作成

アンケート結果やルート図など、恣意的な改ざん資料で審議された。

(ト) 救急搬送時間の短縮効果なし。

災害時の代替道路は県道や市道、広域農道などが機能する。

高速道路を使うべき救急指定病院は無し。市内には国道 141 号線のほか県道など数本あり、災害時対策のためには、既存インフラの整備を最優先にすべき。冬季マイナス 20℃以下になる野辺山高原や清里を通る高速道路が災害時に役立つ保証はない。

(チ) 南麓の雄大な景観や、清里の豊かな森の破壊など環境保全の時代に逆行

国土交通省は八ヶ岳南麓一帯を「日本風景街道・八ヶ岳南麓エリア」として登録している。八ヶ岳の南麓は緩やかで広大な台地を形成して、前面に富士山、南アルプス、背後に八ヶ岳という優れた山岳景観を形成している。湧水にも恵まれ旧石器時代からこの地に生活の根拠を置いた痕跡が数多い。その後現代に至る間に形成された田園風景も併せて、その南麓への高速道路建設は、この「景観価値」とオオタカやオオムラサキ、フクロウ、ヤマネなどの希少動物の生育する「自然環境」を大いに損ねるものである。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）

国交省道路局、関東地方整備局、甲府河川国道事務所等に、要請行動や話し合いを継続している。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）

国交省関与の公共事業で実施されている「計画段階評価」について、国交省自ら定めた「構想段階評価における道路計画策定プロセスガイドライン」との不整合性について、国土交通委員会で取り上げてほしい。

▼一般市民へのお願い

問い合わせ先：

氏名	佐々木郁子	電話	0551-47-6260	メールアドレス	
----	-------	----	--------------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	太田川ダム		
事業地	静岡県森町亀久保	起業者	静岡県
団体名	太田川水未来, ネットワーク安全な水を子ども達に, 太田川ダム研究会		

▼その事業の概要と経過

本来防災ダムという地元の要望から開始された事業が、国の補助金欲しさに多目的ダムに変質し、無用の利水容量をもたされることになった。このため平均流量わずか 1 m³/s の太田川上流部に常時満水容量 560 万 m³ のダムが建設され、水の回転率は 7.6 回/年と極端に低くなり、貯水池に春-秋、成層が形成されることになった。浜松市をはじめ遠州地区の市町村には半ば強制的に水の購入量が割あてられたが、この地域の水道需要量は節水技術が進んだのと人口の伸びが止ったために県の予測を大幅に下まわり、住民は使用されることのない契約水量のために多額の空料金を支払わされている。

建設後数年が経過するに連れ、大雨が降るたびに太田川の水の濁りが何時迄も続くという現象が顕著になって観光客が激減し、河床の石がシルトに覆われてアユの食べる珪藻が育たず漁業に大きな被害が生じたため、無関心であった住民から苦情が噴き出し、県もついに河川局、地元代表、学識経験者による濁水対策検討会を設けざるを得なくなった。昨秋から 3 回の会合がおこなわれたが、容易に成案が得られず、来年度も検討が続けられる予定である。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

H24 年に公表された「静岡県の水道の現況」によると、遠州地区全体の 1 日最大給水量の実績値 40.4 万 m³ は企業局がダムの出来る前に立てた予測 54.5 万 m³ を大きく下回った。太田川を除いた遠州水道の給水能力は 50.9 万 m³ ある。年平均流量が太田川ダムサイトの 240 倍あり、船明、秋葉、佐久間の大ダムがすでにある天竜川の渇水時に、予備水源として太田川利水ダムが必要であると言う企業局の主張はとうの昔に破綻している。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は事項に）、

更に問題はダムの堤体に建設直後 40 カ所に及ぶ補修を必要とするクラックが確認され、それを補修して 1 年後の再検査で、新生と既存の割れ幅の拡大のために 39 カ所の補修が必要な事が情報開示請求によって明らかになった。それにもかかわらず県は約束を破って再々補修の結果を調査せずに太田川ダム事務所を閉鎖し、住民からの抗議を無視して湛水と運用を開始した。このダムはマグニチュード 9.1 と予測されている南海トラフ地震の震源域直上、僅か 26 km に位置する。県が以前に行なった耐震性能照査は M8.4 の規模が前提であり、応力集中が起こる多数のクラックの発覚する以前に行なわれたものでしかない。

以上を勘案すると、太田川ダムには水を貯めておく必要がないだけでなく、流域住民の生命を守るためには水を貯めておいてはならない事が明らかである。

我々地元住民団体は、問題を単に長期濁水の解決だけにとどめるのではなく、流域住民の安全という観点から全面的に考え直すことを要求し、そのための具体案をすでに県に提出している。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）

企業局が最後のよりどころとして頑迷にしがみ付いているのは旧建設省が s29 年に出した通達で、天竜川の

維持水量を80m³/sとするという代物である。これは利根川のそれが30m³/s、木曾川のそれが34.5m³/sであるのに較べて著しく大きい。当時は河川環境などという考えは眼中になく、ただ「河川構造物の維持」が理由になっている。これは当時の天竜川から水道水や農水を取る為の設備を使えるようにという意味であろう。その後57年に佐久間ダムが出来、大量の堆砂を溜め込んだために下流の川床は下がり、もはや当時の樋門などは使えなくなっている。それで不都合が生じないのは秋葉、船明の両ダムができてそこから取水できるようになったためである。このような河川のおかれた状況の変化を80年以上再検討する事もなく、機械的に天竜川の流量が50m³/sを割ったら、太田川ダムサイトの49倍の水量が滔々と流れていても水をとることができないというのは行政の怠慢以外なものでもない。これが太田川ダムに水を貯めておく理由である。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）
 第一段階として、利水の為の貯水をやめ、水位を常時満水位のEL270.5mから堆砂容量だけを残す最低水位EL247mに下げる事である。これには一石三鳥の利益がある。

- ① 貯水を減らす事によって水の回転率は7倍に上がり、濁水問題の解決を困難にしている成層の形成をなくすることができる。
- ② 万一南海トラフの大地震によってダムに貯水を保ち得ない破壊が生じても、大量の貯水がなければ被害は限局できる。
- ③ 本来の目的であった洪水調節のための治水容量は、現在の600万m³から1,080万m³に増加する。これらの提案と提案理由書を濁水対策検討会全委員に送付した。その効果か、県河川局、袋井土木事務所、企業局からの8名のめんばーと市民組織の代表との会談が3月14日森町で行なわれた。その結果現地でダムの運用に当たる袋井土木のベテラン職員が南海トラフ地震の震源域が遥か沖合にあると思っていて、ダムの直下26kmが震源になる事を知らなかったり、企業局の代表が天竜川と太田川ダムサイトの流量の比が240：1である事を知らなかったことがわかった。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）
 S29年の建設省通達の科学的再検討と改正に手を貸して欲しい。

▼一般市民へのお願い

問い合わせ先：

氏名	岡本 尚	電話	0538-85-1634	メールアドレス	okmt@k3.dion.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	設楽ダム建設事業		
事業地	愛知県設楽町	起業者	国土交通省中部地方整備局
団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		

▼その事業の概要と経過

集水域は、豊川の最上流部のたった 62.2km² に総貯留容量 9800 万 m³、有効貯水容量 9200 万 m³ の巨大なコンクリート重力ダム建設事業。

目的別貯水容量は、洪水調節（1900 万 m³）、水道用水（600 万 m³）、かんがい用水（700 万 m³）、流水の正常な機能の維持（6000 万 m³）。

現計画は、1973 年に愛知県と建設省が持ち込んだもので、当初は利水中心の計画であったが、農水省と愛知県が実施した豊川総合用水事業の完成により、水源開発の必要性がなくなって、流水の正常な機能の維持が目的の大半を占めるといふ異常な計画に変質した。

なお、同じ地点に電源開発が 1960 年代はじめに調査に入ったが、すぐに撤退したという事実があり、地質地盤が悪いことが知られている。

▼その事業が実は不要な事業であることの説明

新規利水の水源開発はすでに必要がないことは、2002 年度に豊川総合用水事業が完成して、運用がなされるようになってから、観測史上最少降水量の年や、最少雨量の夏を経験したが、既設の水源施設のみで、断水は起こっておらず、設楽ダムの必要性がないことは実証されている。

治水面では、河川整備計画策定後 14 年を経過し、この間に下流域の堤防強化や河道整備が進んで、戦後最大洪水規模の洪水には現状の河道で十分対応できるところまで来ている。

いっぽう、150 分の 1 の計画洪水規模の場合には、設楽ダムがあつたとしても、河道から溢れ、洪水被害が生じることは避けられない。ダム建設に固執するのをやめ、地道に河道や堤防強化の対策を行い、たとえ洪水が溢れたとしても、決壊しない堤防の備えをしておくことで被害を小さくすることができる。

流水の正常な機能の維持（環境目的）を最大の目的としているが、ダム建設によって河川と三河湾まで、大きな環境破壊をもたらす事業であり、ダム建設の目的として全く不適當である。

▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など。人権・自治権の侵害・破壊は事項に）、

河川環境破壊（流水がダム湖の湛水に変わることによる水質変化）、河川流量の人工化・不自然化、堆砂による下流域・三河湾への土砂供給の停止、生物生産の減少と生物多様性の消失、水没地区の生物群集の絶滅・生活空間の減少など。

水没移転者と残留住民との軋轢（社会的分断）、財政負担については、2070 億円の建設費に加えて 1000 億円を超える愛知県や地元自治体の水特法関連支出が、全く無駄で unnecessary な事業に投入されることから、すべての財政負担が、客観的には国民にとって不利益である。

▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）
特定多目的ダム法がダム建設の根拠法となっているが、愛知県水道用水の水源が不足しているわけではないので、実際にはよりどころはないというべきで、無法な事業である。

▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）
愛知県知事に対する公金支出差止訴訟は2007年から2014年まで取り組んだ。（最高裁で棄却）
現在、地質地盤問題を取り上げて、ダム建設工事の前提となる要件が欠けていることを事業者に指摘して、事業中止に向けて取り組みを続けている。

▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）
準備が整い次第、政党や議員とも連携・要請をしていく予定である。
法律については、特定多目的ダム法の廃止、水特法の全面的見直し、水機構法の廃止などが必要と思う。

▼一般市民へのお願い

立木トラストやっているので、ご協力をお願いします。
下記のホームページをご覧ください。
URL: <http://www.nodam.org/>

問い合わせ先：

氏名	市野和夫	電話		メールアドレス	ichinok7@mx3.tees.ne.jp
----	------	----	--	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	米軍オスプレイ用ヘリパッド建設（北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業）		
事業地	沖縄県東村・国頭村	起業者	沖縄防衛局・防衛省
団体名	辺野古・高江を守ろう！NGO ネットワーク		
▼その事業の概要と経過			
<p>1996年のSACO合意（沖縄に関する特別行動委員会）で、在沖米軍海兵隊北部訓練場（NTA）9800haの北半分が返還されることになり、その交換条件として、未返還の南半分には6か所のオスプレイ用ヘリパッド（直径75m）が建設されることになった。しかし、その位置は、東村高江の集落を取り囲むように配置され、まさに「標的の村」となる。現在、2か所の工事が完了し、オスプレイの訓練が行われている。住民および支援者は、2007年7月から現地での座り込み抗議行動、監視・阻止行動を継続している。</p>			
▼その事業が実は不要な事業であることの説明			
<p>SACO合意は沖縄の負担軽減を目指すはずであったが、NTAにおいても、オスプレイ用ヘリパッド建設と宇嘉川河口の提供水域によって、基地面積は半減するにしても、残された地域での施設と訓練内容が強化される。そのため、高江をはじめとする地域住民・社会にとっては、今まで以上の基地被害が生じる。「辺野古新基地」で述べたように海兵隊は抑止力にはならず、オスプレイは輸送機であり、開発・運用段階ともに事故率が高い。</p>			
▼その事業によって被る不利益・既に被っている不利益（自然環境破壊、地域社会分断、財政負担など）			
<p>沖縄島北部のやんばるの森は、地球上でここにしか生息しない固有種・固有亜種が多く、大部分が絶滅危惧種で、生物多様性を保護する上で重要な地域である。6か所のヘリパッドと軍用道路の建設は、亜熱帯林の自然環境を大きく損ねる。オスプレイの騒音、低周波音、高熱の下降気流（排気ガス）は、動植物に悪影響をおよぼす。</p>			
▼事業者による人権・地方自治体自治権の侵害・破壊の具体的状況（事業者がよりどころにしている法律なども）			
<p>これまでもヘリコプター等による訓練の耐えがたい騒音や銃を携えた迷彩戦闘服の兵士の出現に脅かされているが、オスプレイの配備により、さらに地域住民の安全で安心な生活環境が悪化する。防衛局は、スラップ訴訟（訴訟を悪用して批判や住民運動を妨害するために行われる恫喝的な裁判）で住民を訴え、最高裁まで争ったが、住民一人が通行妨害禁止処分を受けた。</p>			
▼それらへのこれまでの対応（工事等への中止要請行動、話し合い要請、署名行動、行政不服審査、提訴など）			
<p>「ヘリパッドいらない住民の会」、「高江ヘリパッド建設反対現地行動連絡会」が中心となり、現地での座り込み抗議行動、監視・阻止行動、防衛局、防衛省への要請行動、広報宣伝活動などを継続している。</p>			
▼政党・国会議員との連携・要望（議員連盟結成、公開ヒアリング、国会質問、現地調査、法律改正、立法等）			
<p>政府は、やんばる国立公園の指定、世界自然遺産への登録に向けて動いているが、その指定範囲はNTAを含まず、国頭山地の西側の狭い部分に限られている。この計画の進め方では、ヘリパッド建設の容認、米軍基地と海兵隊の軍事訓練が固定化することになるので、①オスプレイ用ヘリパッド建設の中止、②NTAの全面返還、③その後の国立公園、世界自然遺産登録の順番にするべきである。国会質問など、そのための活動をお願いしたい。</p>			
▼一般市民へのお願い			
<p>正しい情報を収集して知人、友人へ拡散する、東京や大阪など本土各地で開かれる沖縄関連集会へ参加する、現地訪問や座り込みへの参加を目指す、また、選挙で沖縄の米軍基地建設に反対する意志を示すをお願いしたい。</p>			
問い合わせ先：			
氏名	花輪伸一	電話	090-2452-8555
		メールアドレス	Hanawashinichi2@mbn.nifty.com

2016年4月5日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
国土交通大臣 石井啓一 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様
農林水産大臣 森山 裕 様

公共事業改革市民会議

「4.5公共事業の暴走ストップ！人権破壊・自治権剥奪を許さない！！」

行動参加者一同

抗 議 文

安倍内閣のもと、全国各地で「必要性がまったくない公共事業」が強権的に推進され、人権破壊・自治権剥がれが進行している。

このような事態は決してあってはならないことであり、危機感を募らせている私たちは本日、「4.5公共事業の暴走ストップ！人権破壊・自治権剥奪を許さない！！」行動を持っている。

特に下記事業については人権破壊・自治権剥奪が深刻な状況にあることに抗議し、その解決策を提示する。

安倍内閣は抗議を真摯に受け止め、私たちが提示する解決策を即時実践されたい。

石木ダム：起業者が言う「石木ダムの必要性」は「石木ダムありき」で科学的根拠は皆無。不要な事業で13世帯住民を土地収用法適用によって追い出すことは人権破壊も甚だしい。「石木ダム建設事業の事業認定取消し」を国土交通大臣に、「補助事業指定解除」を国土交通大臣と厚生労働大臣に求める。

江戸川スーパー堤防：スーパー堤防は膨大な資材と巨額な経費が掛るうえ、実質的には多くの予定地住民を排除しなければならず、実現不可能な治水対策である。国土交通大臣はスーパー堤防依存を直ちに中止し、「越流してもすぐには破堤しない堤防」など、実効性のある治水対策を採用すべきである。

横浜環状南・東京外環道：横浜環状南線は、住民をだまして計画を進めてきた前代未聞の事業であり、外環道は大深度法を悪用している。両道路ともトンネルによる地盤沈下の不安があるなど、財産権、生活権などの人権を脅かす計画を強行している。

辺野古新基地：辺野古新基地：国土交通大臣は、せっかく3月4日に和解が成立したのに、県と国との協議が始まる前の3月7日に最初の是正指示を出しており、まったく誠意が認められない。まずは、是正指示を撤回して、誠意を持って協議するべきである。

諫早湾開門：長崎地裁は開門差止訴訟で「開門しないこと」を前提とした和解案を提示するという福岡高裁確定判決否定＝司法否定の大罪を犯している。その根源は農林水産大臣が意識的に福岡高裁確定判決を無視していることにある。農林水産大臣は福岡高裁確定判決に従い、「農業者と漁業者にとっての最善策」を講じる姿勢を即刻明らかにされたい。

リニア新幹線：起業者 JR 東海自身が「絶対ペイしない」と公言している事業のツケは税金でまかなわれることになる。必要性も安全性も極めて欠如したこの事業は建設中及び完成後にも計り知れない自然破壊とエネルギーの浪費が確実で有り、広く国民の人格権侵害を来す。国土交通大臣はリニア新幹線事業認可を即刻取り消すべきである。

連絡先：公共事業改革市民会議事務局
電話・FAX:045-877-4970

〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28
メルアド： mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

集会宣言（案）

安倍内閣のもと、全国各地で不要不急な公共事業が強権的に推進され、人権破壊・自治権剥奪が進行している。

辺野古新基地建設では、度々の選挙で示された民意を踏みにじり、暴力による弾圧まで行い工事を強行してきた。翁長知事による「公有水面埋立承認取消」に対しては、行政不服審査法を悪用し、地方自治法による代執行を画策してきた。和解成立後も、海上以外の工事は続けられており、取り消し処分の是正指示を出すなど、「沖縄県の自治権剥奪」姿勢は何ら変わらない。

長崎県石木ダム建設では、地元住民からの「事業の必要性に関する話し合い」を拒否し続けて、土地収用法の乱用によって地元住民に立ち退きを迫っている。必要性をまったく顧みずに「事業ありき」の強権的推進による地域社会破壊・人権破壊は目に余る。

江戸川スーパー堤防も同様である。民主党政権下で「スーパー無駄遣い事業」として「廃止」と篩い分けされた事業を安倍内閣が推進し、土地区画整理法を悪用した「除却通知」や「直接施行」などにより住民の家屋を強制解体してしまった。

横浜環状道路や東京外環道でも、住民を欺き、土地収用法や大深度地下使用法にすら違反する行為で、憲法が保障する生活権や財産権などの人権を脅かして計画を強行している。

中央リニア新幹線建設では、起業者JR東海が「絶対にペイしない」と公言し、国費投入が必至な計画であるにもかかわらず、形ばかりのアセスを経て着工してしまった。必要性や安全性が極めて欠如していること、計り知れない自然破壊やエネルギー浪費が確実であること、沿線自治体がJR東海の下僕と化し地方衰退を加速させることなど、山積する問題を無視して人権侵害・自治権剥奪の「土管列車」事業が暴走している。

これらの事業は安倍内閣が強権的に進める事業の一例に過ぎず、各地で進行する人権破壊・自治権剥奪の公共事業に対して、私たちは強く憂慮する。

一方、諫早湾の開門では、水門開放を命じた確定判決さえもサボタージュし、司法による「開門しないことを前提とする和解案」が示されるまでに至っている。もはや司法の存立意義は失われ、憲法無視の暴走国家である。

こうした安倍内閣の強権性は、憲法改悪を先取りした安保法制をはじめとする政権の本質を表すものであり、私たちは断じて許すわけにはゆかない。今こそ「コンクリートから人へ」を再評価し、利権政治ではなく生活者の立場に立った政治が行われるべきである。私たちは、各地で進行する人権破壊・自治権剥奪の不要不急事業を阻止し、公共事業を生活者の視点に立ったものに転換するため、共に協力して闘いを続けていく決意をここに確認する。

「4. 5 公共事業の暴走ストップ！人権破壊・自治権剥奪を許さない！！」行動参加者一同